

令和6年度 私たちの市税



奈良市

第1章 市税の窓口

①市税の窓口	1
②市税の証明	1

第2章 市税のあらまし

①市税のあらまし	4
②市民税とは	4
③個人市民税	5
④法人市民税	20
⑤固定資産税	22
⑥都市計画税	31
⑦軽自動車税	33
⑧市たばこ税	39
⑨入湯税	40
⑩事業所税	40

第3章 税のアラカルト

①夫婦と税金	41
②扶養控除を受けるには	43
③サラリーマンと税金	43
④土地・建物と税金	45

第4章 市税を納めるには

①自主納税と滞納	47
②市税の納期	48
③市税の納付場所	48
④口座振替	49
⑤市税の減免と徴収の猶予	50
⑥審査請求	51

【参考】

出張所、行政センター、連絡所の所在地	3
国税と県税一覧	53

第1章 市税の窓口

① 市税の窓口

奈良市では市税の窓口が市民税課、資産税課、納税課、滞納整理課の4つに分かれており、税の証明は市民税課をはじめ、各出張所・各行政センター及び東寺林連絡所でも取り扱っている場合があります。

課名	担当している税金	主な仕事	電話番号
市民税課 東棟2階	市民税（個人・法人） 軽自動車税 市たばこ税、入湯税 事業所税	申告受付（市民税・県民税・森林環境税、法人 市民税、事業所税） 原動機付自転車等の登録・廃車・名義変更 市税の証明受付・交付	0742-34-4973・0742-34-4725 0742-34-4958・0742-34-4971 FAX 0742-36-5668
資産税課 東棟2階	固定資産税 都市計画税	土地・家屋・償却資産の評価	0742-34-4961・0742-34-4726 FAX 0742-34-4927
納税課 東棟2階	市税の収納	すべての市税の収納、還付・決算、口座振替、納税相 談、滞納者に対する督促 ふるさと納税室〔中央棟5階〕ふるさと納税の受付	0742-34-4727 ふるさと納税室 0742-93-3274 FAX 0742-34-5499
滞納整理課 中央棟2階	市税の滞納整理	滞納者に対する催告、納税相談 滞納処分	0742-34-4965 FAX 0742-34-4928

② 市税の証明

市税関係の証明書等の種類は以下のとおりです。

	種類	証明内容	使用目的（提出先）
納税関係	納税証明	課税額・納付済税額・未納税額の証明	金融機関・入札指名願いの申請等
	軽自動車（種別割） 継続検査用納税証明	軽自動車税（種別割）に未納のないことの証明	継続検査（車検）
市民税関係	課税証明	課税額及び所得の種類・金額の証明	金融機関・奨学金の申請・住宅入居申請等
	非課税証明	所得額と課税されていない理由等の証明	扶養申請等
	所得証明	所得の種類・金額の証明	金融機関等
	扶養証明	税法上の控除対象配偶者及び扶養親族である ことの証明	扶養申請・住宅入居申請等
	事業証明	個人及び法人の営業種目の証明	車の登録・入札指名願いの申請等
資産税関係	評価証明 〔土地・家屋課税台帳登 録事項証明〕	物件ごとの所在地・地目・地積・家屋番号・ 用途・床面積・構造等及び評価額の証明	法務局・税務署・金融機関への申請等
	税額証明	物件ごとの課税標準額・税額の証明	売買の精算・裁判所への申請等
	評価・税額証明	物件ごとの評価額・課税標準額・税額の証明	法務局・税務署・金融機関への申請等
	家屋取毀証明	家屋が取毀されていることの証明	法務局
	住宅用家屋証明	登録免許税が軽減されるための要件を満たす 家屋であることの証明	法務局
	罹災証明	火災を除く災害により、住家に被害があったこ とと、その程度の証明	保険会社等
	罹災届出証明	火災を除く災害により、家屋等に被害があった という届出があったことの証明	保険会社等

各行政センターでは家屋取毀証明・罹災証明及び罹災届出証明を除く証明を、各出張所では家屋取毀証明・住宅用家屋証明・罹災証明及び罹災届出証明を除く証明を、東寺林連絡所では家屋取毀証明・住宅用家屋証明・扶養証明・事業証明・罹災証明及び罹災届出証明を除く証明を取り扱っています。

■ 証明の交付申請

窓口で証明書の交付を申請される方は、本人と確認できる次のどちらかが必要です。

- 官公署発行の顔写真付証明書1点

運転免許証・パスポート（旅券）・個人番号カード・身体障害者手帳等

- 次のもの2点以上

健康保険証・クレジットカード・通帳等

なお、申請書は、奈良市ホームページからダウンロードできます。（扶養証明を除く。）

■ 証明手数料について

1枚300円（ただし軽自動車継続検査用納税証明は無料、住宅用家屋証明手数料は1件1,300円）

※市民税関係は1人・1年度・1税目で1枚です。納税証明は、同一納税義務者につき、1年度・1税目が6件まで1枚に表示されます。

固定資産税関係は、同一納税義務者につき、土地・家屋ごとに1人・1年度が5物件まで1枚に表示されます。

■ 証明書の交付を請求できるのは次の方に限られます

- (1) 本人（納税管理人を含む。）
- (2) 代理人で、本人（法人を含む。）の委任状（同居の親族[住民票上で同一住所]の場合は不要）を持参
- (3) 相続人（確認できる書類を提示してください。）

※固定資産税関係の証明については、借地人・借家人、弁護士・司法書士など一定の要件を満たす方も請求できます。

■ 郵便・信書便による証明書発行を希望される場合

以下4点を送付してください。

- 申請書
- 本人確認のできるもの（写し）
- 手数料（定額小為替）
- 切手を貼った返信用封筒

※本人（納税管理人を含む。）以外の方が申請される場合は、

奈良市ホームページで必要書類をご確認ください。

■ 最新年度の課税（非課税）証明をコンビニで取得できます

次のものがが必要です。利用時間は、午前6時30分から午後11時までです。

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- カード交付時等に設定した4桁の数字の暗証番号
- 手数料（1件300円）※令和5年1月5日から令和7年3月31日までの期間は、1件10円

取得できるのは、本人の最新年度分のみです。なお、取得される時点及び証明年度の1月1日に奈良市に住民登録がない方や、収入の申告がない方などは、取得いただけない場合があります。詳しくは、奈良市ホームページをご覧ください。

■ 課税（非課税）証明、納税証明、固定資産評価・税額証明、軽自動車継続検査用納税証明、扶養証明、事業証明をオンラインで申請できます

次のものがが必要です。

委任状	
（あて先）奈良市長	
代理人	住所
氏名	
私は上記の者を代理人と定め下記の権限を委任します。	
記	
（ここに委任事項を記入）	
令和 年 月 日	
本人	住所
氏名	
生年月日	
（注）必ず本人が自署してください。	

- マイナンバーカード（個人番号カード）
- 署名用電子証明書暗証番号（6～16桁の英数字）
- パソコンまたはスマートフォン
- クレジットカード
- 手数料（1件300円）

取得できるのは、本人分のみです。なお、条件によっては取得いただけない場合があります。詳しくは、奈良市ホームページをご覧ください。

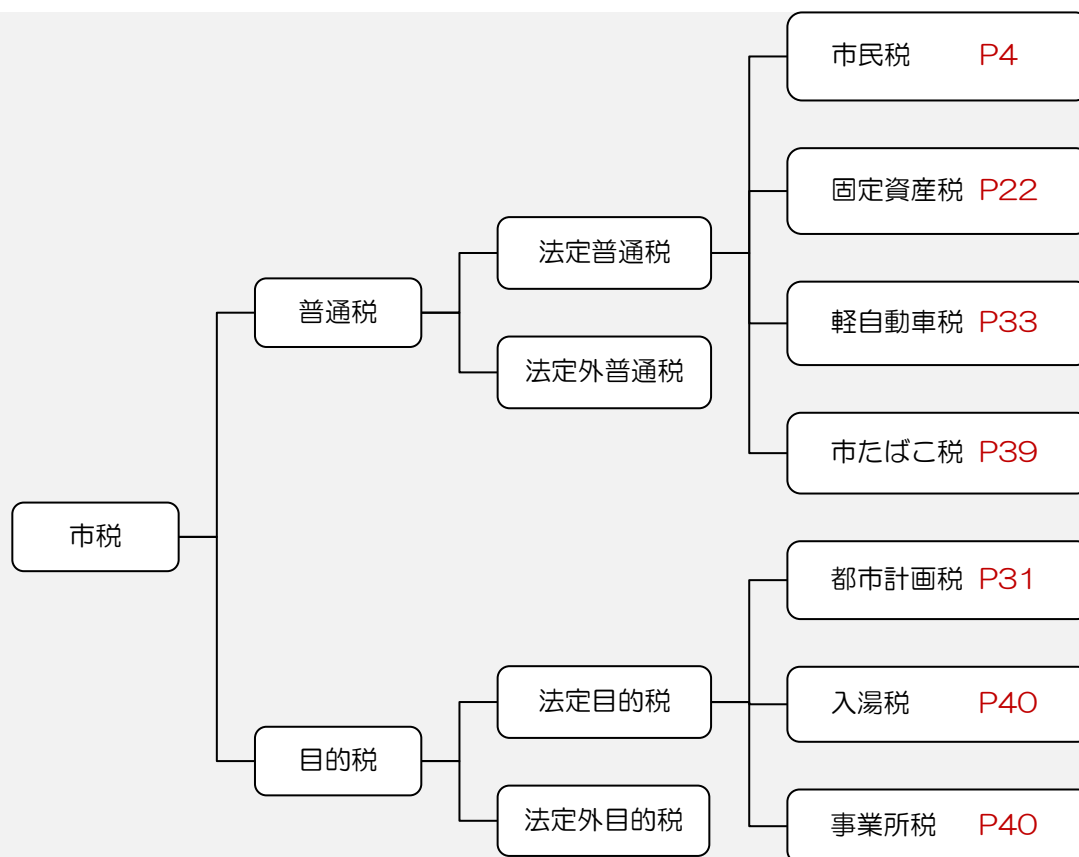
出張所、行政センター、東寺林連絡所の場所と電話番号			
西部出張所（学園南三丁目1-5）	0742-44-1005	月ヶ瀬行政センター（月ヶ瀬尾山2845）	0743-92-0131
東部出張所（大柳生町4735）	0742-93-0001	都祁行政センター（都祁白石町1026-1）	0743-82-0201
北部出張所（右京一丁目1-4）	0742-71-1017	東寺林連絡所（東寺林町38）	0742-26-2871



第2章 市税のあらまし

① 市税のあらまし

奈良市で課税している市税は次のとおりです。



② 市民税とは

市役所は、市民のみなさんの日常生活に直接結びついた仕事をしていますので、そのために必要な費用は、できるだけ多くの市民の方々に負担してもらうことが望ましいとされています。

市民のみなさんに広く負担を求める市民税は、このような地方税の性格をもっともよく表している代表的な市税であり、県民税とあわせて一般に住民税といわれています。

市民税には、個人市民税と法人市民税があり、それぞれ均等の額を納める均等割と、所得に応じて納める所得割（個人）・法人税割（法人）があります。

なお、個人県民税の申告と納税は、市民のみなさんの便宜などを図るため、個人市民税とあわせて行うことになっています。

③ 個人市民税

■ 納税義務者

個人市民税の納税義務者は、次のとおりです。

納税義務者	納めるべき税額
市内に住所がある人	均等割と所得割の合計額
市内に事務所、事業所または家屋敷がある人で、市内に住所のない人	均等割額(ただし、森林環境税は課税されません)

市内に住所があるかどうか、また、事務所などがあるかどうかは、1月1日(賦課期日)現在の状況で判断されます。

■ 市民税・県民税が課税されない人

● 均等割・所得割ともに課税されない人(非課税)

- (1) 障がい者、未成年者、税法上の寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人
- (2) 前年の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人

$$31万5千円 \times \{(\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数})\} + 10万円 + 18万9千円 ※$$

※18万9千円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限られます。

- (3) 令和6年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人

● 所得割が課税されない人

- (1) 前年の総所得金額等の合計額が、次の算式で求めた額以下の人

$$35万円 \times \{(\text{本人} + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族の人数})\} + 10万円 + 32万円 ※$$

※32万円の加算は、同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に限られます。

- (2) 市民税・県民税の所得控除額の合計額が総所得金額等の合計額を上回る人

● 非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、市民税・県民税の課税の対象にはなりません。

代表的な非課税所得

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与所得者の出張旅費、通勤手当(通勤手当は最高月額15万円まで)
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業等給付
- (5) 障がい者等の少額預金および少額公債(各々元本350万円以下)の利子

■ 市民税・県民税の計算のしくみ

市民税・県民税には、非課税限度額を超える所得があった方に一律にかかる『均等割』と、所得や控除の状況に応じてかかる『所得割』があります。『均等割』と『所得割』の合計額に森林環境税を併せた額が年税額です。

● 税額の計算方法

均等割額＝市民税3,000円、県民税1,500円(奈良県の森林環境税500円を含む。)

所得割額＝課税所得金額(前年中の所得金額－所得控除額)×税率－税額控除額

※課税所得金額は1,000円未満の端数を、所得割額は100円未満の端数を切り捨てます。

森林環境税＝1,000円 ※森林環境税とは、森林整備等に必要な地方財源を確保する目的で創設された国税です。令和6年度から国内に住所を有する個人に対して、市民税・県民税と併せて年額1,000円が賦課徴収されます。(市民税・県民税の均等割は、東日本大震災復興法に基づき、平成26年度から臨時的に1,000円引き上げられていましたが、この措置は令和5年度に終了します。そのため令和5年度と比べて1人当たりの負担額に変更はありません。)

● 所得金額の算出

所得金額は、所得の種類に応じてそれぞれ前年中の収入金額から、その収入を得るために要した経費などを差し引いて算出されます。

所得の種類		所得金額の算出方法
利 子 所 得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配 当 所 得	株式や出資の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子＝配当所得の金額
不 動 産 所 得	地代、家賃など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額
事 業 所 得	事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費＝事業所得の金額
給 与 所 得	給料など	収入金額－給与所得控除額＝給与所得の金額
退 職 所 得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × ※1/2＝退職所得の金額 ※勤続年数が5年以内の人は、算出方法が異なる場合があります。(→P15)
山 林 所 得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額
譲 渡 所 得	土地、建物などの資産を売った場合に生じる所得	土 地 建 物 (分 離 課 税) 収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得の金額 (→P45)
		そ の 他 (総 合 課 税) 収入金額－(取得費・譲渡費用)－特別控除額＝譲渡所得の金額 ※長期譲渡所得の場合は、譲渡所得の1/2を総所得金額に算入します。
一 時 所 得	賞金、懸賞当せん金、遺失物の拾得による報労金など	収入金額－必要経費－特別控除額＝一時所得の金額 ※一時所得の1/2を総所得金額に算入します。
雑 所 得	公的年金等、他の所得にあてはまらない所得	収入金額－公的年金等控除額又は必要経費＝雑所得の金額

● 給与所得金額

給与所得金額は、次の表のとおり収入金額に応じ、給与所得金額算出計算式により算出します。

収入金額	給与所得金額
0 円 ～ 1, 618, 999 円	収入金額－550, 000 円
1, 619, 000 円 ～ 1, 619, 999 円	1, 069, 000 円
1, 620, 000 円 ～ 1, 621, 999 円	1, 070, 000 円
1, 622, 000 円 ～ 1, 623, 999 円	1, 072, 000 円
1, 624, 000 円 ～ 1, 627, 999 円	1, 074, 000 円
1, 628, 000 円 ～ 1, 799, 999 円	A×60%＋100, 000 円
1, 800, 000 円 ～ 3, 599, 999 円	A×70%－80, 000 円
3, 600, 000 円 ～ 6, 599, 999 円	A×80%－440, 000 円
6, 600, 000 円 ～ 8, 499, 999 円	収入金額×90%－1, 100, 000 円
8, 500, 000 円 ～	収入金額－1, 950, 000 円
A＝収入金額÷4, 000 (小数点第1位以下切り捨て) ×4, 000 (円)	

※特定支出控除の適用を受ける場合は、上記の表と異なります。

● 公的年金等所得金額

公的年金等（国民年金・厚生年金など）は、「雑所得」として、次の計算方法により所得金額を算出します。

（令和5年分） 受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額（A）	公的年金等所得金額（雑所得）
65歳以上 （昭和34.1.1 以前生まれ）	330万円以下	$A - 1,100,000$ 円
	330万円超 410万円以下	$A \times 75\% - 275,000$ 円
	410万円超 770万円以下	$A \times 85\% - 685,000$ 円
	770万円超 1,000万円以下	$A \times 95\% - 1,455,000$ 円
	1,000万円超	$A - 1,955,000$ 円
65歳未満 （昭和34.1.2 以後生まれ）	130万円以下	$A - 600,000$ 円
	130万円超 410万円以下	$A \times 75\% - 275,000$ 円
	410万円超 770万円以下	$A \times 85\% - 685,000$ 円
	770万円超 1,000万円以下	$A \times 95\% - 1,455,000$ 円
	1,000万円超	$A - 1,955,000$ 円

公的年金等の雑所得以外の所得の所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下の場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、控除額から差し引きます。

● 所得控除

所得控除は、その納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得金額から差し引くものです。（所得税の所得控除については、[P13](#)をご覧ください。）

種 類	要 件	控 除 額
雑 控 除	前年中、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた人	（損失額－保険金等の補てん額）－総所得金額等の合計額×10%または災害関連支出額－5万円のいずれか多い額
医 療 費 控 除 （①もしくは②の選択制）	①従来の医療費 前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために医療費を支払った人 ②セルフメディケーション税制（ P15 参照） 前年中、本人や本人と生計をともにする親族のためにスイッチOTC医薬品を購入した人	①（支払った医療費の総額－保険金等の補てん額）－（総所得金額等の合計額の5%か10万円のいずれか低い額）（最高200万円） ②（スイッチOTC医薬品購入費－保険金等の補てん額）－12,000円（最高88,000円）
社 会 保 険 料 控 除	前年中、本人や本人と生計をともにする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金など）を支払った人	支払った金額
小 規 模 企 業 共 済 等 掛 金 控 除	前年中、第一種共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法の個人型または企業型年金加入者掛金を支払った人	支払った金額

生命保険料 控除	新制度（平成24年1月1日以 降に締結した保険契約） の保険料を支払った人	支払った保険料等の金額 12,000円以下 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円以上	支払った保険料等の金額の全額 支払った保険料等の金額×1/2+6,000円 支払った保険料等の金額×1/4+14,000円 28,000円
	旧制度（平成23年12月31 日以前に締結した保険契 約）の保険料を支払った人	支払った保険料等の金額 15,000円以下 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円以上	支払った保険料等の金額の全額 支払った保険料等の金額×1/2+7,500円 支払った保険料等の金額×1/4+17,500円 35,000円
	一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料の支払額を各々上の式にあてはめて算出した控除額の合計額 が、生命保険料控除額になります。（最高7万円）		
地震保険料 控除	損害保険契約等のうち地震等で資産に生じた損失の額をてん補す る保険金等が支払われるものの保険料を支払った人		支払金額の合計額の1/2 （最高25,000円）
	旧長期損害保険（平成18年末 までに締結した契約のうち、 保険期間が10年以上で満期返 戻金があり、平成19年1月1日 以後に契約等を変更していな いもの）の保険料を支払った 人	支払った保険料等の金額 5,000円以下 5,001円～15,000円 15,001円以上	支払った保険料等の金額の全額 支払った保険料等の金額×1/2+2,500円 10,000円
	地震保険と旧長期損害保険が両方ある場合、両方の控除額の合計が地震保険料控除になります（最高25,000円）。 ただし、一つの契約で地震保険と旧長期損害保険双方に該当する場合、いずれか一方の控除としてのみ適用します。		
障 害 者 控 除	本人、同一生計配偶者または扶養親族が障がい者である人または公 的機関で障がい者と同等であると認定を受けた人		①障害者 26万円 ②特別障害者 30万円 特別障害者：重度の精神障害（1級）およ び身体障害者（1級、2級）の人等 ③同居の特別障害者 53万円
ひ と り 親 控 除	現に婚姻していない人または配偶者が生死不明などの人で、次のす べてに該当する人 ①前年中の合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこ と		30万円
寡 婦 控 除	上記のひとり親に該当しない人で、次のすべてに該当する人 ①前年中の合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◇夫と死別後に婚姻をしていない人または夫が生死不明などの人 ◇夫と離別後に婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 ③事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこ と		26万円

配偶者 控除	生計をともにする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人（同一生計配偶者）を扶養している人 注）合計所得金額が1,000万円超の納税義務者は、控除を受けられません。ただし、同一生計配偶者の障害者控除は適用できます。	別表（P10参照）										
配偶者特別 控除	生計をともにする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円超133万円以下の人を扶養している人 注）合計所得金額が1,000万円超の納税義務者は、控除を受けられません。	別表（P10参照）										
勤労学生 控除	学校教育法第1条に規定する学校の学生等のうち、前年中、自己の勤労に基づく給与所得があり、合計所得金額が75万円以下で、そのうち配当所得や不動産所得などの資産性所得が10万円以下の人	26万円										
扶養 控除	生計をともにする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人を扶養している人	①一般の扶養親族 33万円 一般：16歳以上19歳未満もしくは23歳以上70歳未満（前年の12月31日現在）の人 ②特定の扶養親族 45万円 特定：19歳以上23歳未満（前年の12月31日現在）の人 ③老人の扶養親族：70歳以上（前年の12月31日現在）の人 同居老親等以外 38万円 同居老親等 45万円 同居老親等：本人または配偶者の直系尊属で、本人または配偶者のいずれかと同居を常況としている人 ④16歳未満（前年の12月31日現在）の扶養親族 0円										
基礎控除	すべての納税義務者。ただし、合計所得金額が2,400万円を越える人は、合計所得金額に応じて控除額が段階的に減少します。合計所得金額が2,500万円を越える人は、基礎控除が適用されません。	<table><tr><td>[合計所得金額]</td><td>[基礎控除額]</td></tr><tr><td>2,400万円以下</td><td>430,000円</td></tr><tr><td>2,400万円超2,450万円以下</td><td>290,000円</td></tr><tr><td>2,450万円超2,500万円以下</td><td>150,000円</td></tr><tr><td>2,500万円超</td><td>適用なし</td></tr></table>	[合計所得金額]	[基礎控除額]	2,400万円以下	430,000円	2,400万円超2,450万円以下	290,000円	2,450万円超2,500万円以下	150,000円	2,500万円超	適用なし
[合計所得金額]	[基礎控除額]											
2,400万円以下	430,000円											
2,400万円超2,450万円以下	290,000円											
2,450万円超2,500万円以下	150,000円											
2,500万円超	適用なし											

● 所得割の税率

市民税（税率）	県民税（税率）
6%（税額は100円未満端数切り捨て）	4%（税額は100円未満端数切り捨て）
※土地・建物等の分離譲渡所得などの場合は、別に税率を定めています。P46をごらんください。	

【別表】（配偶者控除及び配偶者特別控除の額）

所得控除の種類及び適用条件等			市民税・県民税の控除額		
			納税義務者の合計所得金額		
			～900万円	～950万円	～1,000万円
配偶者控除		48万円以下	33万円	22万円	11万円
		老人配偶者控除（70歳～）	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

● 株式等譲渡所得・先物取引所得・申告分離課税の配当所得等

		申告	市民税	県民税
上場株式等の譲渡所得等	特定口座（源泉有り）	不要（注①）	3%	2%
	特定口座（源泉なし）一般口座	必要	3%	2%
一般株式等の譲渡所得等		必要	3%	2%
先物取引		必要	3%	2%
上場株式等の配当所得等		不要（注①）	3%	2%
（注①）申告した場合は、課税標準にその所得を含めて課税（分離課税）され、算出された市民税・県民税額から配当割額、株式等譲渡所得割額が控除されます。				

◆ 上場株式等の配当所得等について

上場株式等に係る配当所得等を申告する場合、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できます。

申告分離課税を選択した場合は上場株式等の譲渡損失との間で損益通算を行うことができます。（申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等については、配当控除の適用はありません。）

また、損益通算してもなお控除しきれない譲渡損失は翌年以後3年間にわたり、確定申告により上場株式等の譲渡所得、上場株式等の配当所得から繰越控除できます。（毎年、繰り越す損失を期限内に確定申告する必要があります。）

● 配当割

一定の上場株式等の配当等の所得に対しては、市民税・県民税配当割として、配当等の支払の際、他の所得と区分して5%の税率による分離課税が行われます。この徴収は、上記の配当等の支払をする株式会社等が行います。

なお、上記の配当等の所得は申告する必要がありませんが、申告をした場合は、課税標準にその所得を合わせて課税され、市民税・県民税額の合計額から配当割額相当額が控除されます。

● 配当控除

配当所得がある場合、算出された所得割額から次の配当控除額が差し引かれます。

区分			市民税の 控除率	県民税の 控除率	所得税の 控除率
配当控除	課税総所得金額の1,000万円以下の部分に含まれる 配当所得の金額	(A)	1.6%	1.2%	10%
	課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる 配当所得の金額	(B)	0.8%	0.6%	5%

※上場株式等の配当等所得で申告分離課税を選択した場合は、配当控除を受けられません。

[計算例]

課税総所得金額が1,300万円で、そのうち配当所得が500万円の場合

①1,300万円－1,000万円＝300万円……(B)によって算出した額

②500万円－300万円＝200万円……(A)によって算出した額

※私募証券投資信託等に係る配当控除については、市民税課へお問い合わせください。

● 所得金額調整控除

税制改正により、令和3年度から基礎控除や給与所得控除等の額が変更になりました。給与収入と公的年金等の収入の両方がある人や、子育て・介護世帯の負担が増えることを避けるため、所得金額調整控除が創設されました。

(1) 子育て・介護世帯の場合

給与収入が850万円を超え、下記アからウのいずれかに該当する場合は、給与所得の金額から、次の式により算出した金額が控除されます。

計算式	(収入額(上限1,000万円)－850万円)×10%
-----	----------------------------

ア 本人が特別障害者である場合

イ 23歳未満の扶養親族を有する場合

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

(2) 給与収入と公的年金等の収入の両方を有する場合

給与収入と公的年金等の収入の両方を有する人で、それらの所得金額の合計が10万円を超える場合は、給与所得の金額から、次の式により算出した金額が控除されます。

計算式	給与所得(上限10万円)＋公的年金等の雑所得(上限10万円)－10万円
-----	-------------------------------------

※(1)・(2)の両方に該当する場合は、(1)の控除後に(2)を控除します。

● 定額減税

令和6年度の市民税・県民税が課税される方のうち、前年の所得が1,805万円以下の方が対象になります。

市民税・県民税均等割及び森林環境税（国税）のみが課税される方や、非課税の方は対象となりません。

定額減税の対象になる方は、市民税・県民税の税額控除後の所得割額から以下の金額の合計額が減税されます。（控除額が所得割額を超える場合は所得割額を限度とします。）

1	納税義務者（本人）	1万円
2	控除対象配偶者（国外居住者を除く）	1万円
3	扶養親族（国外居住者を除く）	1人につき1万円

詳しくは奈良市ホームページをご覧ください。

● 調整控除

市民税・県民税と所得税では、人的控除（基礎控除、配偶者控除、扶養控除等）の控除額に差があります。市民税・県民税所得割と所得税の税率の改正に伴い、この控除額の差によって生ずる負担増を調整するため、市民税・県民税の所得割額から次の額が控除されます。

(1) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円以下の人

①と②のいずれか少ない金額の5%（3%を市民税所得割より控除、2%を県民税所得割より控除）

- ①所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額の合計額
- ②市民税・県民税の合計課税所得金額

(2) 市民税・県民税の合計課税所得金額が200万円超の人

{所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額の合計額－（市民税・県民税の合計課税所得金額－200万円）} ×5%（3%を市民税所得割より控除、2%を県民税所得割より控除）

※ただし、2,500円未満の場合は、2,500円となります。

(3) 市民税・県民税の合計所得金額が2,500万円超の人

調整控除は適用されません。

■ 所得税と市民税・県民税の人的控除額の差額は、下の表のとおりです。

控除名等			所得税 控除額	市民税・県民税 控除額	差額
基礎控除	納税義務 者の合計 所得金額	2,400万円以下	48万円	43万円	5万円
		2,400万円超～2,450万円以下	32万円	29万円	3万円（5万円）
		2,450万円超～2,500万円以下	16万円	15万円	1万円（5万円）
		2,500万円超	0円	0円	0円
一般扶養控除			38万円	33万円	5万円
特定扶養控除			63万円	45万円	18万円
老人扶養控除			48万円	38万円	10万円
同居老親等扶養控除			58万円	45万円	13万円
障害者控除			27万円	26万円	1万円
特別障害者控除			40万円	30万円	10万円
同居特別障害者控除			75万円	53万円	22万円
寡婦控除			27万円	26万円	1万円
ひとり親控除（父）			35万円	30万円	5万円（1万円）
ひとり親控除（母）			35万円	30万円	5万円
勤労学生控除			27万円	26万円	1万円

控除名等			納税義務者の合計所得金額								
			～900万円			～950万円			～1,000万円		
			所得税 控除額	市民税 県民税 控除額	差額	所得税 控除額	市民税 県民税 控除額	差額	所得税 控除額	市民税 県民税 控除額	差額
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	48万円以下	38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
		老人控除対象 配偶者（70歳～）	48万円	38万円	10万円	32万円	26万円	6万円	16万円	13万円	3万円
	配偶者特別控除	48万円超～50万円未満	38万円	33万円	5万円	26万円	22万円	4万円	13万円	11万円	2万円
		50万円～55万円未満	38万円	33万円	5万円 （3万円）	26万円	22万円	4万円 （2万円）	13万円	11万円	2万円 （1万円）
		55万円～95万円	38万円	33万円	5万円 （0円）	26万円	22万円	4万円 （0円）	13万円	11万円	2万円 （0円）
		95万円超～100万円	36万円	33万円	3万円 （0円）	24万円	22万円	2万円 （0円）	12万円	11万円	1万円 （0円）
		100万円超～105万円	31万円	31万円	差額 なし	21万円	21万円	差額 なし	11万円	11万円	差額 なし
		105万円超～110万円	26万円	26万円		18万円	18万円		9万円	9万円	
		110万円超～115万円	21万円	21万円		14万円	14万円		7万円	7万円	
		115万円超～120万円	16万円	16万円		11万円	11万円		6万円	6万円	
		120万円超～125万円	11万円	11万円		8万円	8万円		4万円	4万円	
		125万円超～130万円	6万円	6万円		4万円	4万円		2万円	2万円	
		130万円超～133万円	3万円	3万円		2万円	2万円		1万円	1万円	

※太枠内について、調整控除額の計算をする際には、かっこ内の数字を使用してください。

■ 市民税・県民税における住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除) について

市民税・県民税における住宅借入金等特別税額控除（以下、住宅ローン控除）とは、所得税で控除しきれなかった額を市民税・県民税から控除する制度です。

平成19年に行われた税源移譲の際、ひとりひとりの所得税が減って市民税・県民税が増えたことで、所得税から控除できたはずの金額が控除しきれなくなり、税源移譲前から住宅ローン控除を適用している人の税負担が増えるという問題がありました。この問題に対応するため、税源移譲前と同等の負担軽減となるように、市民税・県民税でも住宅ローン控除が受けられる制度が創設されました。

当初は平成11年から平成18年の間に入居した人が対象でしたが、税制改正により、平成21年から令和7年の間に入居した人も、この制度の対象となっています。

◆ 対象になる人(入居年月日により異なります)

- 平成21年から令和7年までに新築または増改築して入居した人

上記に該当する人で、所得税で住宅ローン控除の適用を受け、控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の市民税・県民税（所得割）に住宅ローン控除を適用することができます。

なお、次の場合は市民税・県民税で住宅ローン控除を適用することはできません。

- 平成20年に入居の場合（所得税で住宅ローン控除制度の特例が設けられているため）
- 所得税から住宅ローン控除を全額控除できる場合（所得税額＞住宅ローン控除可能額）
- 住宅ローン控除を適用しなくても所得税がかからない場合
- 市民税・県民税がもともと0円になる場合や、均等割のみ課税になる場合

◆ 計算方法

市民税・県民税の住宅ローン控除の対象になる金額は、次のうち、いずれか少ない方です。

- (1) 所得税から引ききれなかった住宅ローン控除可能額
- (2) 所得税の課税される総所得金額等×5%（上限97,500円）

※ただし、次の表に該当する場合は、所得税の課税される総所得金額等×7%（上限136,500円）

入居日	要件
平成26年4月から令和3年12月まで	住宅の取得費用に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合
令和4年1月から令和4年12月まで	住宅の取得費用に含まれる消費税の税率が10%、かつ、一定期間内（新築の場合は令和2年10月から令和3年9月、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年12月から令和3年11月）に住宅の取得等に係る契約を締結した場合



■ 寄附金控除

● ふるさと納税

都道府県・市町村に対する寄附金のうち、2,000円を超える部分について、一定限度額まで、原則として所得税と併せて全額が控除されます。なお、所得税、市民税・県民税の寄附金控除の適用を受けるためには、確定申告をする必要があります。

平成28年度からワンストップ特例制度（平成27年4月1日以降の寄附から適用）が創設されました。令和2年度から、対象となる地方団体を、一定の基準に基づき総務大臣が指定することとなりました。指定外の地方団体に対する寄附は、ふるさと納税の対象外となります（令和元年6月1日以降の寄附から適用）。

詳しくは奈良市ホームページをご覧ください。

● ふるさと納税以外の寄附

以下の団体等に対して行った寄附は、市民税・県民税の税額控除を受けることができます。

- (1) 奈良県共同募金会・日本赤十字社奈良県支部に対する寄附金のうち、総務大臣が承認したもの等
- (2) 奈良県・奈良市が条例で指定する寄附金
- (3) ふるさと納税の対象にならない都道府県・市町村への寄附金

寄附金控除を受けるためには、寄附をした人が、寄附先の募金会等が発行する領収書等を添付して確定申告をする必要があります。確定申告しない場合は、代わりに市民税・県民税の申告をしてください。

寄附金控除の詳細については市民税課へ、奈良市へのふるさと納税については納税課へお問い合わせください。

■ セルフメディケーション税制

特定健康診査、予防接種、定期健康診断、人間ドックやがん検診等の各種健診（医療保険者や市が実施するもの）のいずれかを受けている人が、平成29年1月1日から令和8年12月31日までの間に、本人や本人と生計を一にする親族に係るスイッチOTC医薬品（※）の購入費用を1年間に12,000円を超えて支払った場合には、12,000円を超える額（88,000円を限度）を所得控除できる医療費控除の特例です。この特例の適用を受ける場合は、従来の医療費控除の適用を受けることができません。

※スイッチOTC医薬品とは、医師の処方が必要だった医療用医薬品から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象のものを除く。）で、医師の処方箋がなくても購入できるものをいいます。

■ 退職所得の課税の特例

退職所得にかかる所得割額は、次のとおり算出され、退職手当の支払を受ける時に差し引かれます。

● 平成25年1月1日以降に退職した人（支払金額－退職所得控除額）×1/2×税率

なお、平成25年1月1日以降に退職した勤続年数が5年以内の法人役員等については、この1/2を乗じる措置は適用されません。

また、令和4年1月1日以降に退職した勤続年数が5年以内の法人役員等でない人については、退職所得控除額を控除した残額の内300万円を超える部分には、この1/2を乗じる措置は適用されません。

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円）
20年を超える場合	70万円×（勤続年数－20年）＋800万円

※障がい者になったことにより退職した場合は、上の表で算出した控除額に100万円を加算した金額が控除されます。

■ 個人市民税の申告

1月1日現在市内に住所がある人は、市民税・県民税の申告をしなければなりません。申告がないと、所得証明書等が発行できないことがあります。平成29年度（28年分）より市民税・県民税申告書等にマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。詳しくは奈良市ホームページをご覧ください。

申告先 1月1日現在の住所地の市役所 申告期限 3月15日

- 勤務先から給与支払報告書が提出されている人は申告不要ですが、給与以外の所得（利子、配当、不動産所得など）があった人や、医療費控除や雑損控除などを受けようとする人は、申告の必要があります。
- 所得税の確定申告をした人は、市民税・県民税の申告は不要です。

令和6年度 市民税・県民税（住民税）の計算例 ◆給与所得者の場合◆

設 例	Aさん（45歳、家族構成：夫婦と子供2人（妻パート収入80万円・子供は17歳と13歳）の場合			
	令和5年中の給与収入額		6,600,000円	
	社会保険の支払額		559,280円	
	生命保険の支払額（新制度、個人年金保険料なし）		110,000円	
	地震保険の支払額		20,000円	
	医療費の差引負担額		480,000円	
所得割の 計 算	所得金額 ㉑	（給与収入金額）	6,600,000円×90%－1,100,000円＝	4,840,000円
	所得控除 ㉒	社会保険料控除		559,280円
		生命保険料控除		28,000円
		地震保険料控除		10,000円
		医療費控除		380,000円
		配偶者控除		330,000円
		扶養控除（33万円×1人）		330,000円
		基礎控除		430,000円
		計		2,067,280円
	課税所得金額 ㉓ （㉑－㉒）		4,840,000円－2,067,280円＝2,772,720円 ＜1,000円未満切捨＞2,772,000円	
所得割額	市民税	㉓2,772,000円×（税率）6%＝166,320円		
	県民税	㉓2,772,000円×（税率）4%＝110,880円		
均等割額	市民税		3,000円	
	県民税		1,500円	
森林環境税（国税）		1,000円		
調整控除	（人的控除の差額） 150,000円－（2,772,000円－2,000,000円）＝－622,000円 ※5万円未満の場合は、5万円 ㉔		市民税の調整控除額 ㉔×3%＝1,500円 県民税の調整控除額 ㉔×2%＝1,000円	

市民税・県民税額

区分	均等割額①	所得割額②（所得割額－調整控除、100円未満切捨）	年税額（①＋②）
市民税	3,000円	166,320円 － 1,500円 ＝ 164,800円	167,800円
県民税	1,500円	110,800円 － 1,000円 ＝ 109,800円	111,300円
計	4,500円	274,600円	279,100円
森林環境税：1,000円＋年税額279,100円＝市民税・県民税・森林環境税年税額：280,100円			

■ 納税の方法

個人の市民税を納めていただくには普通徴収と給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収の3つの方法があります。

普通徴収	給与からの特別徴収	公的年金からの特別徴収
事業所得者など給与所得者以外の場合は、次の納期ごとに市役所からの通知にもとづいて、口座振替または納付書によって納めていただきます。	給与所得者については、給与の支払者（会社など）が市役所からの通知にもとづいて、毎月※（6月から翌年5月）の給与から税額を差し引き、給与の支払者がとりまとめて納めます。	公的年金受給者については、年金支払者が市役所からの通知にもとづいて、年6回の年金から税額を差し引き、年金の支払者がとりまとめて納めます。
納期	納期	納期
6月・8月・10月・翌年1月の各月末まで	徴収月の翌月10日まで（毎月）	4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月

■ 公的年金からの特別徴収（天引き）制度について

● 対象となる人

- ①その年の4月1日時点で65歳以上の公的年金受給者で、前年中の年金所得に係る市民税・県民税の納税義務のある人
- ②年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している人

上記①②の両方を満たす方で、奈良市の介護保険料が特別徴収（天引き）されている人が対象となります。

● 天引きの対象となる税額

天引きの対象となる税額は年金所得に係る税額に限られます。このため、年金所得以外の所得に係る税額がある場合は、公的年金からの特別徴収分に加えて、普通徴収や給与からの特別徴収により納めていただきます。

★ただし、年金所得に係る税額に変更が生じた場合など、公的年金からの特別徴収が中止になり、納付書により納めていただくことがあります。

■ 給与から特別徴収されている人が年の途中で退職した場合

給与所得者で、特別徴収により市民税・県民税を納めていた人が退職した場合、特別徴収できなくなった残りの税額は、次の場合を除き、普通徴収により納めていただきます。

- (1) 新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出られた場合
- (2) 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、支給される退職手当等から残りの税額を特別徴収されることを申し出られた場合
- (3) 翌年1月1日から4月30日までに退職した人で、残りの税額を超える退職手当等がある場合（この場合は申し出なくても、退職手当等から残りの税額を一括徴収します。）

Q&A

市民税・県民税と所得税の違いは……？

● 前年所得課税と現年所得課税

市民税・県民税は、収入のあった年の翌年に課税されますが、所得税は、収入のあったその年に課税になります。

● 賦課課税と申告納税

市民税・県民税は、市民税・県民税の申告書、所得税の確定申告書、給与支払報告書などの各種資料に基づいて課税される賦課課税ですが、所得税は納税者の方が自分で税額を計算して納める申告納税となっています。

- 均等割の有無

所得税には、市民税・県民税の均等割にあたるものではありません。

- 所得控除の比較

所得控除額の違うものは、P13をご覧ください。

- 税率の違い

市民税（所得割）	県民税（所得割）	所得税
6%	4%	5%から45%までの7段階累進税率

- 税額控除

配当控除の控除率が違います。（→P11）

給与のほかに厚生年金の収入がある場合、所得の算出方法は……？

Q 私（68歳）は、現在勤めている会社の給与（収入金額240万円）のほかに厚生年金収入（180万円）があります。この場合の所得金額の算出はどのように行うのでしょうか。

A 給与と厚生年金等の公的年金等収入がある場合の所得金額は、次のように算出します。

給与所得 給与収入（給与所得金額算出式） (2,400,000円×70%－80,000円)	+	雑所得 公的年金等収入－公的年金等控除額 (1,800,000円－1,100,000円)	－	所得金額調整控除 給与所得（上限10万円）＋ 雑所得（上限10万円）－10万円 (100,000円＋100,000円－100,000円)	
				=	所得金額 2,200,000円

年の途中で住所が変わった場合、市民税・県民税の納税先は……？

Q 私は、今年3月末に横浜市から奈良市に転入しました。ところが、6月に横浜市から今年度の市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。現在横浜市には住んでいませんが、それでも横浜市に市民税・県民税を納めるのでしょうか。

A 個人の市民税・県民税は、その年の1月1日現在住んでいる市町村で課税されることになっています。したがって、あなたの場合は、今年1月1日現在横浜市に住んでおられましたので、その後奈良市に移られたとしても、今年度分の市民税・県民税は横浜市に納めていただくことになります。

サラリーマンで“副収入がある場合”、市民税・県民税の申告は……？

Q 私は、勤務のかたわら仕事関係の雑誌に原稿を書き、その所得が15万円ほどあります。所得税の場合は20万円以下であれば申告不要と聞いていますが、市民税・県民税の申告はする必要があるのでしょうか。

A 所得税では、所得が生じた時点で源泉徴収を行っていることなどの理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には申告不要とされています。市民税・県民税では、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額を算出します。したがって、あなたの場合は、給与所得以外の所得がありますので、所得の多少にかかわらず、市民税・県民税の申告をしなければなりません。ただし、上場株式等の配当所得等や株式等の譲渡所得金額のうち上場株式等の売買取引を源泉徴収ありの特定口座で行ったものについては、金額にかかわらず、申告する必要はありません。

個人の市民税・県民税は都市によって違いがあるのでは……？

Q 奈良市の個人市民税・県民税は、他の市町村に比べ高いのではないかと思います。どのようになっていますか。

A 個人の市民税・県民税は、一律にかかる「均等割」と、課税所得金額に応じてかかる「所得割」との合計額に森林環境税額を併せた額からなります。

「均等割」は、全国一律の「標準税率（市民税3,000円、県民税1,000円）」に、奈良県独自の森林環境税500円を加算した、4,500円が課税されます。

「森林環境税」は、令和6年度から賦課徴収が始まった国税で、全国一律の1,000円が課税されます。

「所得割」は、各所得金額の合計額から所得控除額を差し引いた残りの金額（課税所得金額）に「標準税率10%（市民税6%、県民税4%）」を掛けて算出することになっています。

この「標準税率10%」は、全国一律です。したがって、所得金額及び各種所得控除額が全く同じであれば、市民税・県民税額の総額は均等割の差額を除き各市町村とも同額になります。

奈良市へ新たに転入され、市民税・県民税所得割額が前住所地での税額に比べて高くなったとすれば、前年より所得金額が増えたり、扶養家族の人数が変わったこと等により所得控除額が減ったりしているためです。

退職後の市民税・県民税は……？

Q 私は、今年7月末に都合により会社を退職し、その後無職です。ところが先日、市民税・県民税の納税通知書が送られてきました。市民税・県民税は退職するまで毎月給与から差し引かれていました。これは何かの間違いではないでしょうか。

A 給与所得者の場合は、前年の所得等によって算出した市民税・県民税を6月から翌年5月まで12回に分けて、会社が毎月の給与から差し引いて納めることになっています。

今回の場合は、退職されたため8月以降分が給料から差し引けなくなりましたので、その残額をご自分で納めていただくため、あらためて納税通知書をお送りした、ということになります。

市税の領収証書は何年間保存したらいい……？

Q 私は、昨年会社を退職した際、残りの市民税・県民税を分割して納税するようしていただきました。ところが先日、市役所からまだ一部が残っているとの催告書を受け取りました。私は全額納めたように思い、領収証書を探してみましたがどうしてもみつかりません。税金の領収証書はいったい何年間ぐらい保存する必要があるのでしょうか。

A 一般的には地方公共団体が納税義務者の確定した税金を徴収することができるのは、5年間と定められています。このことから、やはり領収証書は5年間保存しておくことが望ましいでしょう。



④ 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人（会社など）のほか法人でない社団等にかかる税で、個人市民税と同様に均等割と法人の所得（法人税額）に応じて負担する法人税割とがあります。

■ 納税義務者

納税義務者	均等割	法人税割
市内に事務所等を有する法人	課 税	課 税
市内に事務所等はないが、寮等を有する法人	課 税	非課税
市内に事務所等を有する人格のない社団等で収益事業を行うもの	課 税	課 税
市内に事務所や事業所を有する法人課税信託の受託者	非課税	課 税

■ 均等割

$$\frac{\text{事務所・事業所等を有していた月数}}{12\text{か月}} \times \text{税率}$$

法人等の区分		税率（年額）
・公共法人及び公益法人等のうち均等割を課することができるもの（法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ・人格のない社団等 ・一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く） ・保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの		5万円
判定基準額	市内の従業者数	
1千万円以下	50人以下	5万円
	50人超	12万円
1千万円超～1億円以下	50人以下	13万円
	50人超	15万円
1億円超～10億円以下	50人以下	16万円
	50人超	40万円
10億円超～50億円以下	50人以下	41万円
	50人超	175万円
50億円超	50人以下	41万円
	50人超	300万円

1. 判定基準額…「資本金等の額±無償増減資等の調整」と「資本金＋資本準備金」のいずれか多い金額
2. 市内の従業者数…市内に有する事務所、事業所または寮などの従業者数の合計数
3. 判定基準額および市内の従業者数は、算定期間の末日で判定します。

■ 法人税割

課税標準となる法人税額×税率8.4%

■ 申告と納税

法人の市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した後、一定期間内に法人がその納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています。（これを「申告納付」といいます。）

事業年度（期間）		申告期限等
6か月	確 定 申 告	●事業年度終了の日から、原則として2か月以内 ●申告納付額は、均等割額と法人税割額との合計額
1か年	中間（予定）申告	●事業年度開始の日以降6か月を経過した日から2か月以内 ●申告納付額は、（ア）または（イ）の額です。 （ア）均等割額と前事業年度の法人税割額を基礎として計算した法人税割額との合計額（予定申告） （イ）均等割額と、その事業年度の開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額（仮決算に基づく中間申告）
	確 定 申 告	●事業年度終了の日から、原則として2か月以内 ●申告納付額は、確定申告にかかる均等割額と法人税割額との合計 なお、当該事業年度についてすでに中間（予定）申告を行った税額がある場合には、その額を差し引いた額



⑤ 固定資産税

固定資産税は、土地・家屋・償却資産（これらを「固定資産」といいます。）の所有者がその固定資産の価格等を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

■ 納税義務者

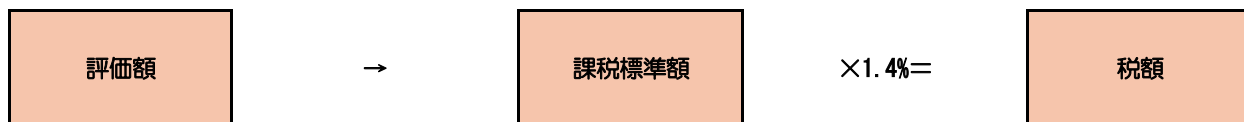
毎年1月1日（賦課期日）に、市内に固定資産を所有している法人や個人。具体的には、次のとおりです。

土地	家屋	償却資産
登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者	登記簿又は家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録されている者	償却資産課税台帳に所有者として登録されている者

■ 税額の算出方法

課税標準額×税率1.4%

税額を算出するには、まず土地・家屋・償却資産の評価額を求め、評価額から課税標準額を導き出して、それに税率を掛けて求めます。



■ 免税点

市内に所有するそれぞれの固定資産の課税標準額の合計額が、次の金額に満たない場合には固定資産税はかかりません。

土地	家屋	償却資産
30万円	20万円	150万円

● 評価額

固定資産の課税の基となるのが評価額です。

評価額は、一定の基準により適正な時価を求める方法により決定します。

また、評価額は、原則として3年ごと（償却資産は毎年度、所有者の申告に基づき評価し、その価格を決定します。）に全面的に改訂します（これを「評価替え」といい、この評価替えの年を「基準年度」といいます。）が、基準年度以外の年度であっても、①新たに固定資産税の課税対象となった土地又は家屋、②土地の地目の変更や家屋の増築などによって基準年度の価格によることが適当でない土地又は家屋については、その年度において資産の状況に応じて評価額を決定します。

なお、次の基準年度は令和9年度となります。

■ 評価の方法

● 土地の評価

固定資産の評価の基準・実施の方法等は、総務大臣が告示した固定資産評価基準により、売買実例価額を基準として評価します。

■ 地目別の評価方法

● 宅地の評価方法

商業地や住宅地など利用状況に応じて区分し、それを街路の状況や公共施設等からの距離などを考慮してさらに区分



標準地（奥行・間口・形状等が標準的なもの）の選定



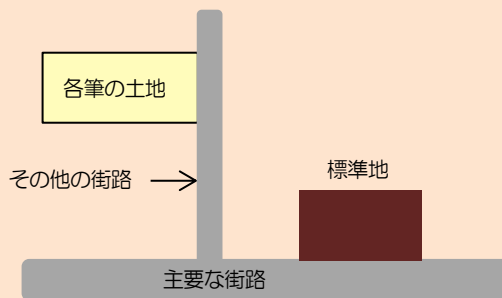
主要な街路の路線価の付設



その他の街路の路線価の付設、比準



地区・地域内の各筆の評価



地価公示価格、都道府県地価調査価格及び鑑定評価価格の活用

← 土地の形状、街路の状況を比較衡量します。

● 農地、山林の評価方法

原則として、宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の価格（その算定の基礎となる売買実例価額に宅地見込地としての要素等があればそれに相当する価額を控除した純農地、純山林としての価格）に比準して評価します。ただし、市街化区域農地については、状況が類似する宅地等の評価額を基準として求めた価額から造成費を控除した価額によって評価します。

● 牧場、原野、雑種地等の評価方法

農地、山林の場合と同様に、売買実例価額や付近の土地の評価額に基づく方法等により評価します。

■ 家屋に対する課税

● 家屋の評価

固定資産評価基準に基づき、再建築価格を基準に評価します。

$$\boxed{\text{評価額}} = \boxed{\text{再建築価格}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{経年減点} \\ \text{補正率} \end{array}}$$

◆ 再建築価格

評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

◆ 経年減点補正率

家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価等をあらわしたものです。

古い家屋でも再建築価格が上昇すれば、新しい評価額が評価替えの前の評価額を超えることがあります。その場合、評価替え前の評価額に据え置かれます。

● 償却資産の評価

固定資産評価基準に基づき取得価格を基礎とし、耐用年数及び取得後の経過年数に応じた価値の減少（減価）を考慮して評価します。

・前年中に取得した資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{取得価格} \times \left(1 - \text{耐用年数に応する減価率} \times 1/2 \right)$$

・前年前に取得した資産

$$\text{価格（評価額）} = \text{前年度評価額} \times \left(1 - \text{耐用年数に応する減価率} \right)$$

※以降、毎年この方法により計算し、取得価格の5%まで減価します。

◆ 償却資産の対象となるもの

奈良市内で事業を営む法人や個人が、その事業のために所有する事業用資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法又は所得税法上の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものです。

その内容を例示しますと、

- ① 構築物（駐車場設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構など）
- ② 機械及び装置（受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、旋盤、ポンプなど）
- ③ 船舶
- ④ 航空機
- ⑤ 車両及び運搬具（貨車、客車、トラック、大型特殊自動車など）
- ⑥ 工具、器具、備品（測定器具、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスターなど）

などの事業用資産です。

◆ 償却資産の対象とならないもの

- ① 土地・建物
- ② 無形減価償却資産（特許権、営業権、漁業権、電話加入権、ソフトウェアなど）
- ③ 自動車税又は軽自動車税の課税対象となるもの（小型特殊自動車に該当するフォークリフトなどは、事業所のみで使用するものでも軽自動車税の対象となります。）
- ④ 繰延資産（開業費、開発費など）
- ⑤ 少額である資産、その他政令で定める資産（税務会計上、一時損金算入の対象をした資産又は一括償却の処理をした資産など）
- ⑥ 棚卸資産（商品、貯蔵品など）

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況について資産が所在する市町村に申告しなければなりません。

●申告先 資産税課 償却資産係

●申告期限 1月31日（休日の場合は翌平日）

■ 課税標準額

家屋については原則として、固定資産課税台帳に登録された価格（評価額）が課税標準額となります。なお、土地については住宅用地のように課税標準の特例措置が適用される場合や、負担調整措置が適用される場合には、その課税標準額は、価格よりも低く算定されます。

■ 課税標準の特例・軽減措置

● 土地についての特例

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地については、その税負担を特に軽減する必要から課税標準の特例措置が設けられています。

- 住宅用地には、次の二つがあります。

I 専用住宅（専ら人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地……その土地の全部（家屋の床面積の10倍まで）

II 併用住宅（一部を人の居住の用に供する家屋）の敷地の用に供されている土地……その土地の面積（家屋の床面積の10倍まで）に一定の率を乗じて得た面積に相当する土地

- 住宅の敷地の用に供されている土地とは、その住宅を維持し、又はその効用を果たすために使用されている一画地の土地をいいます。

したがって、賦課期日（1月1日）において新たに住宅の建設が予定されている土地あるいは住宅が建設されつつある土地は、住宅の敷地とはされません。

ただし、既存の家屋に替わる新たな家屋が建築中であり、一定の要件を満たすと認める土地については、所有者の申請に基づき住宅用地として取り扱います。

● 住宅用地の範囲

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

	家屋	居住部分の割合	住宅用地の率
イ	専用住宅	全部	1.0
ロ	ハ以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上	1.0
ハ	地上5階以上を有する耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
		2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0

● 小規模住宅用地

- 200 m²以下の住宅用地（200 m²を超える場合は住宅一戸あたり 200 m²までの部分）を小規模住宅用地といいます。
- 小規模住宅用地の課税標準額については、価格の6分の1の額とする特例が設けられています。

- 一般住宅用地

- 小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。たとえば、300 ㎡の住宅用地（一戸建住宅の敷地）であれば、200 ㎡分が小規模住宅用地で、残りの 100 ㎡分が一般住宅用地となります。
- 一般住宅用地の課税標準額については、価格の 3 分の 1 の額とする特例が設けられています。

(2) 宅地等に対する税負担の調整措置

平成9年度の評価替え以降、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

これまで負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、地域ごとの負担水準の均衡化は相当程度進展していますが、一部には依然としてばらつきが残っています。

こうした点を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの負担調整措置については、令和5年度の負担調整措置が継続されることになりました。

この令和6年度から令和8年度までの宅地の税負担の調整措置を図示すると、次のようになります。

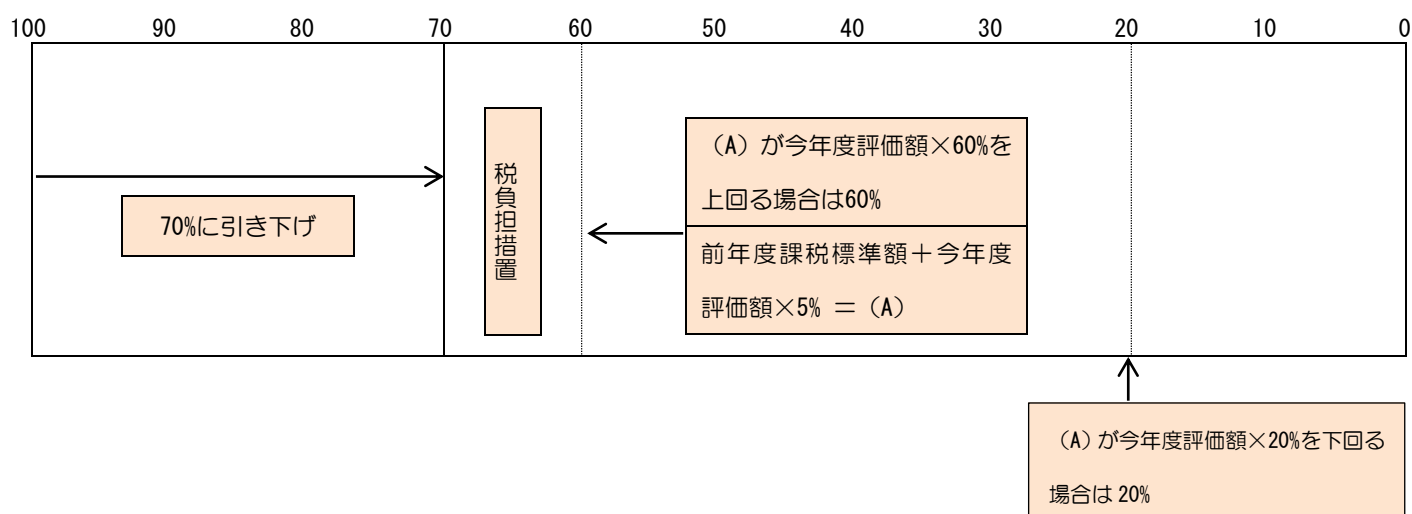
「負担水準」とは…

次の算式によって求められます。

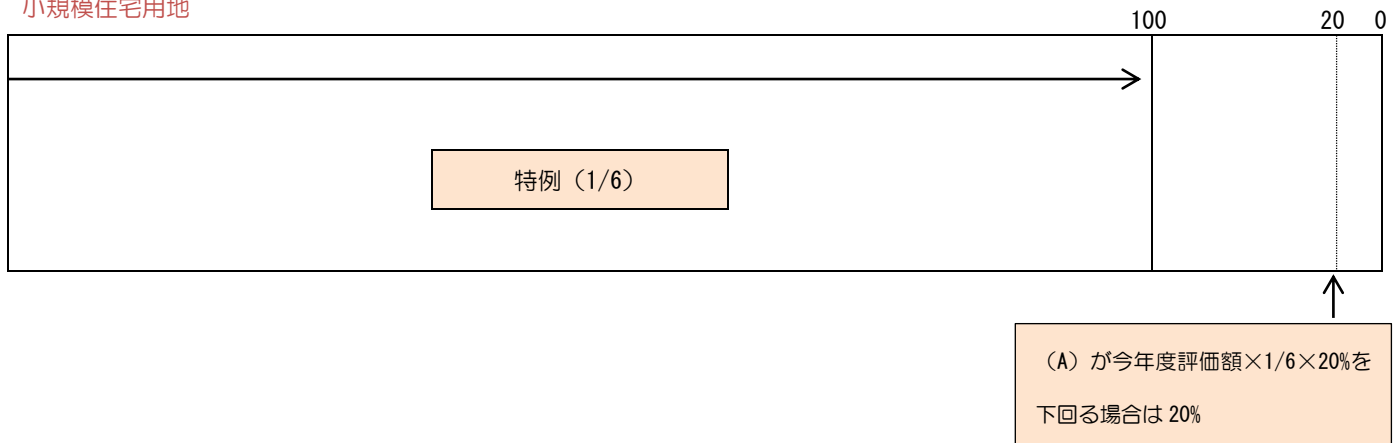
$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額} \times (\text{住宅用地特例率 (1/3 または 1/6)})} \times 100$$

※小規模住宅用地、一般住宅用地については、評価額に住宅用地の特例率（小規模住宅用地…1/6、一般住宅用地…1/3）を乗じます。

商業地等の宅地



小規模住宅用地



①固定資産税額は次のとおり求められます。

商業地等の宅地※

課税標準額（評価額×70%） × 税率 = 税額

※「商業地等の宅地」とは、住宅用地以外の宅地や農地以外の土地のうち評価がその土地と状況が類似している宅地の評価額に比準して決定される土地（「宅地比準土地」といいます。）のことをいいます。

住宅用地

課税標準額（評価額×1/6※）× 税率 = 税額

※200㎡を超える住宅用地は1/3となります。

②ただし、前年度の課税標準額が低い土地については、今年度の課税標準額は次のとおりとなります。

商業地等の宅地

今年度の評価額①と比べて

（ア）前年度課税標準額が①の60%以上70%以下の場合 → 前年度課税標準額を据え置きます。

（イ）前年度課税標準額が①の60%未満の場合 → 前年度課税標準額 + ① × 5%

（ただし、上記（イ）により計算した額が、①の60%を上回る場合は60%、20%を下回る場合は20%が今年度の課税標準額になります。）

住宅用地

今年度の評価額に1/6を掛けた額（＝本来の課税標準額②）と比べて

前年度課税標準額が②の100%未満の場合 → 前年度課税標準額 + ② × 5%

（ただし、上記により計算した額が、20%を下回る場合は②×20%が今年度の課税標準額になります。）

住宅用地の申告

住宅用地の認定を行うため、右のような場合には申告をしていた
 だくことになっています。

■住宅を新築、増築した場合

■家屋の用途を変更した場合

■住宅が滅失した場合

●申告先 資産税課

●申告期限 1月31日（土・日・祝日を除く翌日）

(3) 農地に対する課税

農地は次のように区分され、それぞれ評価及び課税（負担調整措置など）について、異なる仕組みがとられています。
（評価についてはP22を参照してください。）



● 一般農地

一般農地は、市街化区域農地や農地の転用許可を受けたものなどを除いたものです。

● 一般農地に対する税の負担調整措置

一般農地の負担調整率は、次の算式によって求められた負担水準により判定されます。

$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{今年度評価額}}$	負担水準	負担調整率
	0.9～	1.025
	0.8～0.9	1.05
	0.7～0.8	1.075
	～0.7	1.10

● 市街化区域農地

市街化区域農地は、市街化区域の農地で、生産緑地地区の指定を受けたものなどを除いたものです。

したがって、市街化区域内にある農地であっても、生産緑地地区の指定を受けた農地であれば、一般農地になります。なお、市街化区域農地の課税標準額は、評価額の3分の1とする特例が設けられています。

● 農地の税額の求め方

次の表の区分ごとに求めた額が、課税標準額となります。

区分	負担水準	固定資産税の課税標準額
市街化区域農地	100%以上のもの	①今年度評価額×1/3
	100%未満のもの	②前年度課税標準額+①×5% ただし、この額が①×20%を下回るときは、①×20%
一般農地 (市街化区域以外の農地及び生産緑地地区に指定された農地)	100%以上のもの	③今年度評価額
	90%以上～100%未満のもの	④ ③か前年度課税標準額×1.025のいずれか少ない額
	80%以上～90%未満のもの	⑤ ③か前年度課税標準額×1.05のいずれか少ない額
	70%以上～80%未満のもの	⑥ ③か前年度課税標準額×1.075のいずれか少ない額
	70%未満のもの	⑦ ③か前年度課税標準額×1.10のいずれか少ない額

● 家屋についての特例／新築住宅などに対する軽減措置

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋で、床面積が次の要件に該当する家屋は、固定資産税が減額されます。

要件（住宅の床面積）	減額される税額の割合	新築後の減額期間
50㎡（一戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上120㎡以下	税額の1/2	（ア）2階建て以下の一般住宅は3年度間 （イ）3階建て以上（耐火構造）のマンションなどの住宅は5年度間
120㎡超280㎡以下	120㎡に相当する税額の1/2	

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅を耐震改修された場合、一定の要件に該当すれば固定資産税が減額されます。

改修完了時期	減額期間	減額割合
令和8年3月31日まで	1年間	一戸当たり120㎡分を限度に固定資産税が1/2減額されます。

新築後、10年以上経過した住宅にバリアフリー改修工事をされた場合、一定の要件に該当すれば固定資産税が減額されます。

改修完了時期	減額期間	減額割合
令和8年3月31日まで	1年間	一戸当たり100㎡分を限度に固定資産税が1/3減額されます。

平成26年4月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く。）に省エネ改修工事をされた場合、一定の要件に該当すれば固定資産税が減額されます。

改修完了時期	減額期間	減額割合
令和8年3月31日まで	1年間	一戸当たり120㎡分を限度に固定資産税が1/3減額されます。

平成21年6月4日から令和8年3月31日までに建築された住宅で長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する長期優良住宅と証明された場合、一定の要件に該当すれば固定資産税が減額されます。

要件（住宅の床面積）	減額される税額の割合	新築後の減額期間
75㎡（一戸建て以外の貸家住宅は55㎡）以上120㎡以下	税額の1/2	（ア）2階建て以下の一般住宅は5年度間 （イ）3階建て以上（耐火構造）のマンションなどの住宅は7年度間
120㎡超280㎡以下	120㎡に相当する税額の1/2	

マンション管理適正化法に基づく管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化に資する大規模修繕工事を実施するなど、一定の要件に該当すれば固定資産税が減額されます。

大規模修繕工事完了時期	減額期間	減額割合
令和5年4月1日から 令和7年3月31日まで	1年間	一戸当たり居住用部分の床面積100㎡分を限度に固定資産税が1/3減額されます。

■ 縦覧制度と閲覧制度

(1) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

固定資産の評価の適正をみるために、土地を所有している納税者（納付すべき税額が課せられている者）は土地価格等縦覧帳簿（土地の表示及び価格を記載）を、家屋を所有している納税者（納付すべき税額が課せられている者）は家屋価格等縦覧帳簿（家屋の表示及び価格を記載）を、それぞれ縦覧できます。

期間 4月1日から4月30日まで（土・日・祝日を除く。）

手数料 無料

(2) 固定資産課税台帳の閲覧制度について

納税義務者は、自己の所有する固定資産について固定資産課税台帳（名寄台帳）を閲覧することができます。

また、土地や家屋について貸借権、地上権、そのほか使用または収益を目的とする権利（有償の場合に限ります。）を有する借地人・借家人等も、当該権利の設定された土地または家屋にかぎり課税台帳を閲覧することができます。

なお、借家人は、当該権利の目的である家屋のほか、その敷地である土地についても課税台帳を閲覧できます。

※権利関係を証するため、登記簿や契約書等、権利関係が明らかに分かる書面を必ず持参してください。

手数料 1回につき300円。ただし、縦覧期間（4月1日から4月30日まで）は無料です。

- ・代理人（同居の親族を除く。）が縦覧または閲覧される場合は、本人の委任状または同意書が必要です。
- ・縦覧や閲覧に際しては、運転免許証等の本人が確認できるものをご持参ください。

(3) 地籍図の複写について

どなたでも、奈良市内の地番の配置参考図（土地の法的境界や権利関係を示したものではありません。）の複写を申請することができます。

手数料 1枚につき10円

また、奈良市ホームページ（奈良市地図情報公開サイト）で公開しています。

■ 審査の申出

課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、奈良市固定資産評価審査委員会に、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間に審査の申出をすることができます。

ただし、基準年度以外の年度においては、新たに固定資産税が課されることとなった土地・家屋、地目変更のあった土地、増築のあった家屋などで、新たに価格が登録又は修正されたもの、あるいは登録又は修正されるべきものの以外については、審査の申出をすることができません。

■ 納税の方法

市役所から送付された納税通知書により、年4回に分けて納めていただくことになります。

● 納期

4月、7月、11月、2月

※固定資産の所有者が住所を変更したときは、必ず届出をしてください。

⑥ 都市計画税

都市計画税は、総合的な町づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるために設けられた目的税で、市街化区域内の土地・家屋に対してかかる税です。

■ 納税義務者

市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者です。

なお、固定資産税において免税点未満の所有者は、都市計画税も課税されません。

■ 課税標準額

固定資産税と同じ土地・家屋の評価額です。

なお、土地については固定資産税と同様に、住宅用地に対する課税標準の特例及び負担調整措置があり、特例の適用または調整後の額が課税標準額となります。

ただし、住宅用地に対する課税標準額の特例は、小規模住宅用地は価格の1/3、一般住宅用地は価格の2/3となります。

市街化区域農地や、負担調整措置について等、その他詳細については、資産税課にお問い合わせください。

■ 税額の算出方法

課税標準額×税率0.25%

■ 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただくことになります。



Q&A

固定資産税はいつからいつまでの分か……？

Q 不動産を売却したので税金を精算したいのですが、固定資産税はいつからいつまでの税金ですか。

A 固定資産税は1月1日現在の所有者に、当該年度（4月1日から翌年の3月31日まで）分の税として、つまり年税として課税されるものです。

ですから、売主と買主の間で固定資産税を按分して負担する場合の計算の始期をいつにするかは、あくまでも当事者間の契約上のことであり、その扱いについて、契約上明確にしておくことが大事です。

家屋を建て替えたときの固定資産税は……？

Q 私は、住宅を建て替えるため、今年3月、今まで住んでいた住宅を取り壊しました。新しい住宅は8月に完成しますが、この場合、家屋の固定資産税はどうなるのでしょうか。

A 固定資産税は、賦課期日（その年の1月1日）現在の状況により課税されます。

したがって、あなたが今まで住んでいた住宅は今年の賦課期日に現存していましたので、たとえ年の途中で取り壊しても、今年度分の税は納めていただくことになります。

また、今年の8月に完成する新築住宅は、来年1月1日の現況により翌年度から課税されることになります。

同じ面積の土地なのに税額が違うのは……？

Q 昨年、私は、友人がすでに住宅を建築して住んでいる場所の隣に150㎡の土地を将来マイホームを建てるために購入しましたが、市役所から送付された納税通知書を見ると、友人と同じ面積の土地にもかかわらず、彼より土地の税金が高いのはどうしてでしょうか。

A 土地の固定資産税については、住宅用地の場合、その税を軽減する特例措置があります。この住宅用地とは、毎年1月1日現在居住用の家屋が建っている敷地のことをいい、その面積が200㎡までの土地は小規模住宅用地として課税標準額が6分の1に軽減されます。

したがって、あなたの税金が高かったのは、住宅が建っていないため、この特例の対象とならなかったことによるものです。

家の税金が下がらないのは……？

Q 家屋は毎年古くなるのに、評価額はどうして下がらないのですか。

A 古い家屋を評価替えで見直す場合、その家屋を評価替えの時点の新しい評価基準で再評価し、それに経年減点補正率を乗じて新しい評価額を求めます。

経年減点補正率だけを見れば、家屋の評価額は評価替えのたびに減少するはずですが、一方、評価基準は、建築資材費等の動向を反映して変動します。

したがって建築資材費が上昇しているときには、新しい評価額は当初の評価額よりあまり減少しなかったり、逆にそれを上回る場合も出てきます。新評価額が旧評価額を上回る場合には、旧評価額に据え置いていますので、評価額が変わらないというのはこのケースに該当するものです。

⑦ 軽自動車税

■ 軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、4月1日（賦課期日）に軽自動車、原動機付自転車（ミニカー・特定小型原動機付自転車を含む。）、小型特殊自動車（フォークリフト・トラクター等）又は二輪の小型自動車の所有に対して課税されます。公道を走る、走らないに関わらず、車両を所有していることに基づいて課税されます。

● 納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場所のある軽自動車等を所有している人
ただし、割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

● 年間の税率

◆ 原動機付自転車・小型特殊自動車・軽二輪・二輪の小型自動車

車種区分		税率
原動機付自転車	総排気量が50cc以下のもの（ミニカーを除く。）	2,000円
	総排気量が50ccを超え90cc以下のもの	2,000円
	総排気量が90ccを超え125cc以下のもの	2,400円
	ミニカー※1	3,700円
	特定小型原動機付自転車	2,000円
小型特殊自動車 ※2	農耕作業用自動車	2,400円
	その他	5,900円
軽二輪	総排気量が125ccを超え250cc以下のもの	3,600円
二輪の小型自動車	総排気量が250ccを超えるもの	6,000円

※1 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもののうち、車輪間の距離が50cmを超えるもの又は車室を備えるものをいいます。（屋根付三輪を除く。）

※2 小型特殊自動車にあたるものは、次のとおりです。

車両の種類		該当要件
農耕作業用自動車	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車	最高速度が35km/時未満のもの
その他	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下記の条件をすべて満たすもの ・車両の長さ4.7m以下 ・車両の幅1.7m以下 ・車両の高さ2.8m以下 ・最高速度15km/時以下

◆ 平成 27 年 4 月 1 日以降に新車新規登録された軽三輪・軽四輪

平成 27 年 4 月 1 日以降に新車新規登録された車両は、現行税率が適用されますが、一定の環境基準を達成した車両は、登録年度の翌年度のみ、グリーン化特例による軽課税率が適用されます。（例えば、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日登録の車両は、令和 5 年度分に限り軽課税率が適用となり、令和 6 年度以降は現行税率が適用されます。）

車種区分			現行税率	軽課税率		
				電気自動車 天然ガス自動車 ※1	ガソリン車・ハイブリッド車 ※2	
					基準A ※3	基準B ※4
軽三輪			3,900円	1,000円	2,000円※5	3,000円※5
軽四輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	軽課税率対象外	
	貨物	営業用	3,800円	1,000円		
		自家用	5,000円	1,300円		

※1 天然ガス自動車は、平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%以上低減達成車に限ります。

※2 ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車に限ります。

※3 令和 12 年度燃費基準 90%以上達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

※4 令和 12 年度燃費基準 70%以上達成車かつ令和 2 年度燃費基準達成車

※5 乗用営業用車に限ります。

◆ 平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された軽三輪・軽四輪

平成 27 年 3 月 31 日以前に新車新規登録された車両は、旧税率が適用されますが、グリーン化を進める観点から、新車新規登録から 13 年を超過した車両には、重課税率が適用されます。

車種区分			旧税率	重課税率
			新車新規登録から13年以下の車両	新車新規登録から13年超過した車両 ※
軽三輪			3,100円	4,600円
軽四輪	乗用	営業用	5,500円	8,200円
		自家用	7,200円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	4,500円
		自家用	4,000円	6,000円

※ 燃料の種類が、電気、天然ガス、メタノール、混合メタノール又は電力併用の軽自動車及び被けん引車は除きます。

● 標識交付・廃車の申告など

該当する場所へお問合せの上、期日以内に申告してください。

- 軽自動車等を取得した場合…15 日以内
- 軽自動車等を廃車・売却した場合…30 日以内
- 転居した場合…30 日以内
- 盗難（遺失）の場合…警察への盗難（遺失）届出後

車種区分		申告場所
原動機付自転車	総排気量が 125cc以下のもの	【奈良市役所市民税課】 ☎0742-34-4958 西部・東部・北部の各出張所、月ヶ瀬・都祁の各行政センターでも申告可能です。 ※北部出張所及び東部出張所の場合、ナンバープレートは後日交付となります。 ※西部出張所の場合、ミニカー・特定小型原動機付自転車・小型特殊自動車のナンバープレートは後日交付となります。（125cc以下の原動機付自転車は即日交付です。）
	ミニカー	
	特定小型原動機付自転車	
小型特殊自動車	農耕作業用自動車	
	その他	
軽自動車	軽三輪	【軽自動車検査協会奈良事務所】 ☎050-3816-1845 大和郡山市額田部北町980-3
	軽四輪	
二輪	総排気量が 125ccを超えるもの	【近畿運輸局奈良運輸支局】 ☎050-5540-2063 大和郡山市額田部北町981-2

※他市町村の標識で原動機付自転車を持って転入されたときは、標識の変更手続きをしてください。

※農耕作業用トラクター等で小型特殊自動車に該当するものは、軽自動車税（種別割）申告が必要です。

※障がい者等が所有する場合には減免されることがあります。（→P38）

● 原動機付自転車又は小型特殊自動車を取得したとき、市内に転入したとき

原動機付自転車（ミニカーを含む。）又は小型特殊自動車を取得したときは、登録の手続きをしてください。奈良市外から転入されたときも、奈良市ナンバーの登録手続きが必要です。

バイク等を購入した場合	・「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・販売店からの「販売証明書」
奈良市に転入した場合	・「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・「廃車申告受付書」
譲り受けた場合	・「軽自動車税（種別割）申告（報告）書兼標識交付申請書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・「廃車申告受付書」 ・「譲渡証明書」
手数料	無料
注意事項	・登録手続きは、窓口でのみ取り扱っています。（郵送等不可） ・学生等で本市に住民票を有しない方が登録する場合、運転免許証の写し又は住民票を添付してください。 ・代理人が手続きをする場合は、代理人の本人確認書類が必要です。 ・未廃車の場合は、先に廃車の手続きをしてください。（→P36）

- 原動機付自転車又は小型特殊自動車を廃車・譲渡するとき、市外へ転出するとき、納税義務者が亡くなったとき
原動機付自転車（ミニカーを含む。）又は小型特殊自動車を使用しなくなったときは、廃車の手続が必要です。転出先で引き続き使用する場合も、奈良市ナンバーの標識返納手続が必要です。

必要なもの	・「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」 ※納税義務者の本人確認書類が必要です。 ・ナンバープレート ・標識交付証明書
手数料	無料
注意事項	・盗難に遭い、ナンバープレートを返納できない場合は、「軽自動車税（種別割）廃車申告書兼標識返納書」に警察への被害届の内容を必ず記載してください。 ・代理人が手続をする場合は、代理人の本人確認書類が必要です。

● 納税の方法など

市役所から送付された納税通知書により5月末日までに納めていただくことになっています。

なお、自動車税（種別割）とは異なり、軽自動車税（種別割）には月割課税制度がありません。

したがって、4月1日現在の所有者に1年分課税されることになり、4月2日以降に廃車などをされても当該年度分の税金は全額納めていただくことになります。

■ 軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日から、自動車取得税（県税）が廃止され、自動車の燃費性能等に応じて自動車の取得時に納付する「環境性能割」が導入されました。環境性能割は、取得価格が50万円を超える軽自動車等を新車、中古車を問わず取得した人に課されるもので、税額は、課税標準である取得価格に対し、環境性能に応じた税率（非課税～2%）を乗じて算出します。

これに伴い、軽自動車税（環境性能割）は市町村税となりますが、当分の間は、奈良県が賦課徴収を行います。これまでの軽自動車等の自動車取得税と同様に、軽自動車等の取得時に申告及び納付を行ってください。

● 納税義務者

軽自動車等を取得した人

ただし、割賦（所有権留保付）販売の場合は、買主が所有者とみなされます。

● 年間の税率

◆ 乗用車

燃費性能等		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%以上低減達成車）		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 ※1	令和 12 年度燃費基準 80%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成		
	令和 12 年度燃費基準 70%達成かつ 令和 2 年度燃費基準達成	1%	0.5%
	令和 12 年度燃費基準 60%達成	2%	1%
上記以外の軽自動車			2%

※1 ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車に限ります。

◆ 車両総重量 2.5t 以下のトラック

燃費性能等		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、天然ガス自動車（平成 30 年排出ガス規制適合又は平成 21 年排出ガス規制から NOx10%以上低減達成車）		非課税	非課税
ガソリン車 ハイブリッド車 ※	令和 4 年度燃費基準＋5%以上達成		
	令和 4 年度燃費基準達成		
	令和 4 年度燃費基準 95%達成	2%	1%
上記以外の軽自動車			

※ ガソリン車・ハイブリッド車のうち平成 30 年排出ガス規制から NOx50%低減達成車又は平成 17 年排出ガス規制から NOx75%低減達成車に限ります。

Q&A

市外に転出する場合、原付ナンバープレートの処理は……？

Q 今度、他市へ引越する予定ですが、奈良市で交付された50ccのバイクのナンバープレート（標識）は、どうしたらよいのですか。

A 原動機付自転車（総排気量が125cc以下のもの）の所有者が市外に転出する場合には、標識及び標識交付証明書を市役所に返納していただくとともに、廃車申告をしていただきます。その際に廃車申告書控（廃車証明）をお渡ししますので、これにより強制保険の住所変更及び転入先市町村での標識交付申請を行ってください。

また、逆に、他市町村に標識等を返納せずに本市に転入された方は、市役所まで「他市町村の標識」「標識交付証明書」「本人確認書類」をお持ちになり申告をしてください。本市の標識を交付します。

軽自動車等売り払った場合、軽自動車税（種別割）の納税者はだれ……？

Q 4月中旬に50ccのバイクを友人に売りましたが、私あてに軽自動車税（種別割）の納税通知書が送られてきました。もうバイクを持っていないのに、私が税金を支払わなければならないのでしょうか。

A 軽自動車税（種別割）は、4月1日（賦課期日）に軽自動車等を所有している方に課税されますので、今年度はあなたに課税され、来年度からはあなたの友人に課税されることになります。

ただし、譲り渡したという申告がされていないと、来年度もあなたに課税されますので、必ず市役所へ申告をしてください。

障害者手帳を持っていますが、減免を受けられますか……？

Q 障害者手帳を取得しました。軽自動車税（種別割）の減免を受けられると聞いたのですが、どうすればいいですか。

A 身体障がい者、戦傷病者、精神障がい者、知的障がい者で一定以上の障がい区分に該当する方は、お一人につき1台の車両について減免を受けることができます（詳細は、障害者福祉のしおりを参照してください。）。原則として、障がい者本人が所有する車両に限ります。

市民税課の窓口にて、「減免したい車両の車検証」「運転者の免許証」「障害者手帳」をお持ちになり、申請をしてください。また、所有者以外の方が運転する場合は、「生計同一証明書」が必要となります。減免を受ける場合は、納期限（毎年5月末日）までに申請が必要です。その日後も手続は可能ですが、減免されるのは翌年度からになります。

農耕用のトラクタを持っていますが、課税されますか……？

Q 農耕用のトラクタを取得しました。公道を走ることはありませんが、軽自動車税（種別割）の申告をして、ナンバープレートの交付を受ける必要はありますか。

A 軽自動車税（種別割）は、公道を走る、走らないに関係なく、車両を所有していることに基づいて課税されることから、農耕用のトラクタ、コンバイン、田植え機等の農耕作業用自動車や、フォークリフト等のその他の小型特殊自動車を所有している方は、軽自動車税（種別割）の申告をして、ナンバープレートの交付を受ける必要があります。

⑧ 市たばこ税

市たばこ税は、たばこの製造者、特定販売業者（輸入業者）及び卸売販売業者が市内の小売販売業者に売り渡したたばこに対してかかる税です。

■ 納税義務者

- たばこの製造者
- 特定販売業者
- 卸売販売業者

たばこの小売価格には、すでに市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは消費者自身です。

■ 税率

	税率
旧3級品以外のたばこ、旧3級品のたばこ（エコー・わかば・ゴールデンバット等）	1,000本につき 6,552円

※旧3級品の紙巻たばこは、令和元年10月から一般の紙巻たばこの税率が適用されます。

■ 納税の方法

たばこの製造者等が、毎月1日から末日までの間に売り渡したたばこに対して算出された税額を翌月末日までに申告し、納めることになっています。



⑨ 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設などの整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）のための費用にあてるために設けられた目的税で、鉱泉浴場の入湯行為に対してかかるものです。

■ 納税義務者と税率

鉱泉浴場の入湯客1人1日につき150円

■ 課税の対象にならないもの

- ①年齢12歳未満の者
- ②共同浴場又は一般公衆浴場に入湯する者
- ③日帰りで鉱温浴場に入湯する者で利用料金が1,000円未満のもの
- ④修学旅行その他の学校教育上の見地から行われる行事に参加する者並びに引率者及び介添者

■ 申告と納税の方法

浴場経営者が、毎月1日から末日までの間に入湯客から徴収した入湯税を、翌月15日までに申告し、納めることになっています。

⑩ 事業所税

事業所税は、都市における道路、公園、上下水道の整備や都市環境の改善に要する費用に充てるために設けられた目的税です。市内の事務所・事業所において、法人や個人が行う事業に対してかかるものです。

区分	事業所税		
納税義務者	市内の事務所・事業所において事業を行う法人または個人		
課 税 標 準	資 産 割	法人	事業年度終了の日現在における事業所床面積
		個人	その年の12月31日現在における事業所床面積
	従 業 者 割	法人	事業年度中に支払われた従業者給与総額
		個人	その年中に支払われた従業者給与総額
税 率	資 産 割	1㎡につき年額600円	
	従 業 者 割	従業者給与総額の0.25%	
免 税 点	資 産 割	事業所床面積1,000㎡以下	
	従 業 者 割	従業者数100人以下	
納税の方法	納税義務者が課税標準額や税額などを申告し、納めることになっています。		
申告納付期限	法 人	事業年度終了の日から2か月以内	
	個 人	翌年の3月15日まで	

- 事業所税については、市内のすべての事業所等を合算して課税されます。
- 免税点以下であっても、事業所床面積が800㎡を超える場合や従業者数が80人を超える場合は、申告が必要です。（納税義務はありません。）

第3章 税のアラカルト

パートで働いていらっしゃる方、近い将来マイホームをとお考えの方、ちょっと税金のことが気になりますね。

そんなみなさんのため、税金をテーマごとに紹介します。

① 夫婦と税金

■ パート収入と所得税、市民税・県民税

妻にパート収入などがあるときは、収入金額（又は所得金額）がいくらまでなら、夫の配偶者控除の対象になれるのか、妻自身に税金がかからないのかどうか気になるところだと思います。

● パート収入が給与収入の場合

パート収入は通常給与収入になります。夫の所得から配偶者控除が受けられるかどうか、また配偶者特別控除の金額がいくらになるかは、妻の所得に応じて変わります。

通常、妻の所得が増えれば夫が控除できる額が減りますから、夫の市民税・県民税の額は増えますが、逆に妻の収入が減れば、夫の税額は減ることになります。

妻自身に税金がかかるかどうか、夫の所得から配偶者控除を受けられるかどうかは、次のようになります。（ただし、妻が障がい者でない場合）

パート（給与）の収入金額	妻自身に		夫の所得の市民税・県民税と所得税の	
	市民税・県民税が	所得税が	配偶者控除の対象に	配偶者特別控除の対象に
～965,000円	かからない	かからない	なる ※扶養者の前年中の所得が 1,000万円以下であること。	ならない
965,001円～1,000,000円	かかる （均等割のみ）	かからない	なる ※扶養者の前年中の所得が 1,000万円以下であること。	ならない
1,000,001円～1,030,000円	かかる （均等割と所得割）	かからない	なる ※扶養者の前年中の所得が 1,000万円以下であること。	ならない
1,030,001円～2,015,999円	かかる （均等割と所得割）	かかる	ならない	なる ※扶養者の前年中の所得が 1,000万円以下であること。
2,016,000円～	かかる （均等割と所得割）	かかる	ならない	ならない

※100万円を超えても、生命保険料控除などの申告がある場合は、所得割がかからないことがあります。

● 配偶者控除と配偶者特別控除

次の要件を満たす場合に、配偶者の合計所得金額に応じて控除を受けられます。

①配偶者控除

- 本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下であること。
- 配偶者が、青色事業専従者・事業専従者または他の人の扶養親族でないこと。

②配偶者特別控除

- 本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 配偶者が、青色事業専従者・事業専従者または他の人の扶養親族でないこと。
- 配偶者の前年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下であること。

配偶者の所得	配偶者控除額（A）	配偶者特別控除額（B）
0円～480,000円	330,000円	0円
480,001円～1,000,000円	0円	330,000円
1,000,001円～1,050,000円	0円	310,000円
1,050,001円～1,100,000円	0円	260,000円
1,100,001円～1,150,000円	0円	210,000円
1,150,001円～1,200,000円	0円	160,000円
1,200,001円～1,250,000円	0円	110,000円
1,250,001円～1,300,000円	0円	60,000円
1,300,001円～1,330,000円	0円	30,000円
1,330,001円～	0円	0円

※給与収入金額から給与所得金額を算出する方法は、P6を参照してください。

また、配偶者控除額及び配偶者特別控除額は、配偶者の年齢や、本人の所得（900万円超～1,000万円以下の場合）によっても変わります（P10参照）。上記の表は、本人の所得が900万円以下の場合に適用される控除額です。

■ 居住用不動産の贈与（国税）

長年連れ添った妻が、夫から居住用の土地・建物を贈与された場合には、2,000万円を限度として贈与税の配偶者控除が受けられます。要件は次のとおりです。なお、この控除は妻から夫への贈与の場合にも適用されますが、同じ配偶者からの贈与については、一度しか受けられません。

- ①婚姻期間が20年以上であること。
- ②贈与財産が、居住用の土地・建物であること。（居住用の土地・建物の購入資金の贈与も含まれます。）
- ③贈与を受けた年の翌年3月15日までに、贈与を受けた土地・建物（または贈与を受けた資金で取得した土地・建物）に実際に居住し、その後も引き続いて居住する見込みであること。

■ 相続税の優遇制度（国税）

妻の相続について、配偶者の税額軽減が受けられます。夫から妻へ相続財産が、正味の遺産総額の配偶者の法定相続分までのときは、妻には相続税はかかりません。また、配偶者の法定相続分相当額より多いときでも1億6,000万円までなら課税されません。また、この制度は夫が妻の財産を相続する場合にも適用されます。

② 扶養控除を受けるには

年金収入や家賃収入、アルバイト収入がある場合、いくらまでなら扶養控除の対象となるのかが気になるところです。ここではその要件について簡単に説明してみます。

■ アルバイト（給与）収入がある場合

103万円以下なら扶養控除の対象となります。なお、計算方法は次のとおりです。

〔給与収入103万円〕－〔給与所得控除額55万円〕＝48万円以下となります。

■ 年金収入がある場合

老年者（65歳以上→P7）である場合は158万円以下なら扶養控除の対象となります。なお、計算方法は次のとおりです。

〔公的年金等収入158万円〕－〔公的年金等控除額110万円〕＝48万円以下となります。

■ 家賃・事業収入や利子・配当などの収入がある場合

所得金額が48万円以下ならば扶養控除の対象となります。なお、判定方法は次のとおりです。

（1年間の家賃収入等）－（必要経費）＝所得金額が48万円以下の場合

※複数の収入がある場合は、個々の所得を合計した額が48万円以下ならば扶養控除の対象となります。

③ サラリーマンと税金

サラリーマンが給与をもらうときには、基本的に、所得税と市民税・県民税が天引きされています。

■ 所得税（国税）

● 源泉徴収と年末調整

所得税は、まず、毎月の給与やボーナスなどから、その支給金額に応じた税額が天引きされます（源泉徴収）。

しかし、源泉徴収では、生命保険料控除などは加味されませんし、また、年途中で扶養親族の数が変わることもあります。

このため、その年の最後の給与などを支払う際に、1年間の正しい所得税額を計算し、すでに源泉徴収された合計額と差し引きして精算します。この精算を年末調整といいます。

● サラリーマンの確定申告

大部分のサラリーマンは、年末調整でその年の所得税の精算が済みますが、次のような人は確定申告しなければなりません（所得税が還付になる場合を除きます）。

①給与の収入金額が2,000万円を超える人

②給与を1か所から受けていて、給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）の合計金額が20万円を超える人（市民税・県民税の場合は20万円以下でも申告が必要です。）

③給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と給与所得・退職所得以外の所得（地代、家賃、原稿料など）との合計額が20万円を超える人（市民税・県民税の場合は20万円以下でも必要です。）

また、次のような人は確定申告をすると所得税が還付されることがあります。

①多額の医療費を支払った人

②ローンでマイホームを取得した人

③災害や盗難にあった人

■ 市民税・県民税

● 前年所得課税と特別徴収

市民税・県民税も給与から特別徴収（天引き）されますが、所得税の場合とそのしくみが異なります。

所得税は、毎月の給与の金額に応じて源泉徴収される現年所得課税の方法がとられているのに対し、市民税・県民税は、前年1月から12月までの所得を基礎として計算されます。これを前年所得課税の方法といいます。

そして、前年所得課税の方法により計算された市民税・県民税は、毎年5月に市町村から各会社（特別徴収義務者）へ通知され、当年6月から翌年5月までの12回でほぼ均等に毎月の給与から差し引かれます。これを市民税・県民税の特別徴収（→P17）といいます。

※市民税・県民税は、ボーナスなどの特別な手当からは特別徴収されません。

● 就職・退職と市民税・県民税

市民税・県民税は前年所得課税のため、初めて就職した年には、前年中の所得がない場合に限り、就職した翌年の5月分の給与まで市民税・県民税の特別徴収はありません。

たとえば、

◎就職をして

○1年目

今年4月入社（前年12月までは所得なし）

＊今年度の市民税・県民税は非課税です。

（給与からは所得税が天引きされます。）

○2年目以降（来年6月から）

＊前年の所得に対して市民税・県民税が課税されます。

（この年以降毎年、給与からは所得税と市民税・県民税が特別徴収されます。）

◎退職して

前年1月から12月の前年の所得に対して、今年度の市民税・県民税が課税されており、今年6月から特別徴収によって納入されている場合、退職されて、特別徴収ができなくなった場合は、その月以降の市民税・県民税は個人で納付していただくことになります。

○退職した年（今年10月退職で、10月分まで給与天引きがあった場合）

今年6月～10月 給与からの天引き

今年11月～翌年5月分までの税額 個人で納付書による納付

○翌年（退職以降所得がない場合）

今年1月～10月までの所得に対して

来年6月に納付書を送付、年4回の納期に個人で納付

④ 土地・建物と税金

不動産などに関する税金についての概略を紹介しています。詳細については、各々の部署で確認してください。

◎取得したとき

■ 不動産取得税（県税）

不動産（土地や家屋）の取得（新築を含む。）に対して、その不動産の取得者に課税されます。原則として、取得した不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）に税率をかけた金額が税額ですが、一定の要件を満たす住宅及び住宅用土地を取得した場合には軽減措置があります。詳細は、奈良県税事務所（TEL0742-20-4534）にお問い合わせください。

■ 登録免許税（国税）

土地や建物を取得して登記するときには、登録免許税がかかります。税額は、原則として、取得した不動産の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額）に、次の税率をかけた金額ですが、一定の要件を満たす土地・住宅の登記には、軽減の特例が設けられています。詳細は、奈良地方法務局（TEL0742-23-5534）にお問い合わせください。

所有権の保存登記・相続等による所有権の移転登記：0.4%

売買・贈与等による所有権の移転登記：2%

■ 所得税の住宅借入金等特別控除（国税）

住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をし、居住の用に供した場合、一定の要件に当てはまれば、住宅借入金等特別控除を受けることができます。控除を受けるための要件や、控除額について等の詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。

■ 印紙税（国税）

土地や建物の売買や建築請負などで、契約書を作成するときなどにかかります。詳細は、国税庁ホームページでご確認ください。

◎売ったとき

■ 短期譲渡と長期譲渡

個人が土地や建物を買ったときは、所得税と市民税・県民税がかかります。

税額の計算は、給与所得や事業所得などの他の所得とは分離して行いますが、売った土地や建物をいつから所有していたかで課税のしくみが異なります。

	所有期間	区分
土地・建物等	5年以下	短期譲渡所得
	5年超	長期譲渡所得

○所有期間は、土地や建物を買った年の1月1日現在の期間です。

■ 居住用の建物と土地を売ったとき

①自分が住んでいる建物と土地を売ったときは、一定の条件のもとに譲渡所得から3,000万円（譲渡所得が3,000万円以下の場合はその金額）が特別控除され、控除後の金額が課税譲渡所得金額となります。（租税特別措置法第35条）

②自分が10年以上住んでいる建物と土地を売って、別の住居用の建物と土地を買うときは、一定の条件のもとに譲渡収入金額から買換資金の取得価額が控除されます。（租税特別措置法第36条の2）

③長期譲渡の場合で、自分が住んでいる土地と建物売って損失が生じた場合は、その損失の金額について他の所得（例えば給与所得など）との通算及び通算後引ききれない損失については翌年以後最長3年間繰り越すなどの特例を一定の条件のもとに受けることができます。（租税特別措置法第41条の5）

④①から③の特例は、確定申告に特例適用を受ける旨記載し、関係書類を添付して税務署に提出しなければ適用されません。

■ 譲渡所得の税額の計算方法

区分	算式			
長期譲渡所得	課税長期譲渡所得金額①×税率	—	市民税	3%
			県民税	2%
			所得税	15%
短期譲渡所得	課税短期譲渡所得金額②×税率	—	市民税	5.4%
			県民税	3.6%
			所得税	30%

（注1）優良住宅地、居住用財産などの譲渡がある場合は、上の計算とは別の方法によります。

（注2）平成25年～令和19年までは、復興特別所得税として各年分の基準所得税額の2.1%を所得税と併せて申告・納付することになります。

◎保有しているとき

■ 固定資産税・都市計画税（市税）→P22・31

◎貸したとき

■ 所得税、市民税・県民税

不動産所得として課税されます。

第4章 市税を納めるには

① 自主納税と滞納

■ 自主納税

自主納税とは、納税者のみなさんが定められた納期限までに自主的に納税することです。

奈良市では、納税の本来の姿として自主納税を推進しています。

■ 市税の滞納

定められた納期限までに納税しないことを滞納といいます。滞納になると、督促状により納税を促します。（たとえ、うっかり納税を忘れていた場合であっても滞納となります。）また、滞納した場合には、本来納めなければならない市税のほか、延滞金も納めなければなりません。

■ 滞納処分

税の公平性を保ち、また、大切な市税を確保するため、滞納者の財産（不動産・預貯金・給料など）を差し押え、その財産を公売するなど滞納処分を行います。

■ 市税は市民の財産

市税の滞納は、税収の減という大きな損失であるのみならず、福祉・教育・土木事業など本来市民のために使われるべき貴重な市税から滞納整理に多額の費用を支出することにつながります。

市税は、市民一人ひとりの財産です。市税を有効に使えるよう納期内納税にご協力ください。

■ 納税相談

事情により納税できない場合は、担当課にご相談ください。

- 納期限前の納税相談…納税課へ
- 納期限を過ぎてしまった場合の納税相談…滞納整理課へ



② 市税の納期

				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市 民 税	個 人	普通徴収				全・ 1期		2期		3期			4期		
		給与からの特別徴収		徴収した月の翌月10日まで											
		公的年金からの特別徴収		仮 徴 収		仮 徴 収		仮 徴 収		本 徴 収		本 徴 収		本 徴 収	
	法 人	均等割法人（注）		全額											
		均等割と 法人税割	予定	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内											
			確定	事業年度終了の日から原則として2か月以内											
固定資産税・都市計画税				全・ 1期			2期				3期			4期	
軽自動車税（種別割）					全額										
市たばこ税				翌月の末日まで											
入湯税				翌月の15日まで											
事業所税		法人		事業年度終了の日から2か月以内											
		個人		翌年の3月15日まで											

※詳しくは、各税目の「納税の方法」をご覧ください。納期限が土曜・日曜・祝日の時は次の営業日（平日）に変わります。

（注）均等割法人とは、公益法人等で均等割のみ課税される法人のことをいいます。

③ 市税の納付場所

- 奈良市役所、各出張所、各行政センター、各連絡所及び市民サービスセンター
- 奈良市指定金融機関 （株）南都銀行
- 奈良市収納代理金融機関

（株）京都銀行 （株）りそな銀行[令和7年3月末で窓口収納のみ取扱終了] （株）百五銀行
 （株）中京銀行 （株）関西みらい銀行[令和7年3月末で窓口収納のみ取扱終了] （株）三十三銀行
 奈良信用金庫 大和信用金庫 奈良中央信用金庫
 北伊勢上野信用金庫 京都中央信用金庫 近畿産業信用組合
 近畿労働金庫 奈良県農業協同組合
 （株）ゆうちょ銀行又は郵便局（近畿2府4県（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県に限る））
 [口座振替のみ]
 （株）三菱UFJ銀行 （株）三井住友銀行 （株）みずほ銀行

※金融機関の合併等により、機関名称が変更される場合があります。

- コンビニエンスストア

セブン-イレブン	ローソン	ミニストップ	ファミリーマート
ポプラ	生活彩家	くらしハウス	スリーエイト
デイリーヤマザキ	ヤマザキデイリーストア	ヤマザキスペシャルパートナーショップ	
ニューヤマザキデイリーストア		セイコーマート	ハマナスクラブ※
MMK（マルチメディアキオスク）設置店			

- スマートフォン決済アプリ

Pay B Pay Pay 請求書払い LINE Pay 請求書支払い Fami Pay 請求書支払い
au PAY 請求書支払い d払い請求書払い

（注）コンビニエンスストア及びスマートフォン決済アプリで、個人の市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）に限り納付できます。ただし、納付額が30万円を超えるもの、納期限を過ぎたもの、領収済通知書にバーコードが印字されていないもの、金額が訂正された納付書は、取扱いができません。

なお、各スマートフォン決済アプリの利用上限額については、各ホームページをご確認ください。

※印のあるコンビニエンスストアについては、三菱UFJニコス取扱の表示店舗に限ります。

- 地方税お支払サイト <https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>

※地方税お支払サイトを利用した納付は、クレジットカード、インターネットバンキング、口座振替（ダイレクト方式）、ペイジー番号発行など、さまざまなお支払い方法からお選びいただけます。（一部手数料が必要なお支払い方法があります。）

- eL-QR 対応スマートフォン決済アプリ

PayPay請求書払い、楽天ペイ請求書払い、d払い請求書払い 他

※eL-QR対応スマートフォン決済アプリを利用した納付については、地方税お支払サイト及び各スマートフォン決済アプリをご確認ください。

- 地方税統一 QR 対応金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行 三菱UFJ銀行 りそな銀行 他

④ 口座振替

電気・ガス・水道料金について、ほとんどのご家庭が口座振替（自動払込）を利用されているように、個人の市民税・県民税・森林環境税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）についても、預貯金から口座振替の方法により納めることができます。

口座振替（自動払込）を利用されますと、納期ごとに市役所や金融機関へ出かけることなく、手続をした月の翌月以降に納期限の到来するものから自動的に振替納付ができます。お忙しい方や会社勤めの方には納め忘れもなく便利です。また、振替手数料も不要です。

■ 利用申込手続

口座振替の手続はいつでもできます。預貯金口座のある取扱金融機関へ納税通知書と預貯金通帳及び届け出印をお持ちのうえ、口座振替を希望される税の納期限1か月前（ゆうちょ銀行は40日前）までにお申し込みください。

口座振替依頼書は納税課・市内の取扱金融機関の窓口にあります。必要な場合は郵送しますので、納税課にお問い合わせください。

取扱金融機関	奈良市指定金融機関・奈良市収納代理金融機関 →P48
口座振替（自動振込み）できる預金の種類	普通預金、当座預金、納税準備預金
振替日	各納期の最終日 ※全期一括振替は、第1期納期の最終日

⑤ 市税の減免と徴収の猶予

火災・風水害などの災害や盗難の被害にあわれたり、生活扶助を受けられるなど特別な事情がある場合には、その事情に応じて、税金を減らしたり、納める時期を遅らせたり、分割して納められるようにする次のような制度があります。

■ 市税の減免

納税義務者が次の要件に該当する場合は、市税が減免されることがあります。

減免を申し出る場合は、納期限までに申請書を提出していただくことになっています。

税の種類	主な要件
①個人市民税	●生活保護や中国残留邦人等支援給付を受ける場合 ●解雇等により所得が前年の2分の1以下になった場合 ●災害により損害を受けた場合 ●勤労学生控除を受ける学生・生徒の場合
②固定資産税	●生活扶助などを受ける場合
③都市計画税	●公的年金等世帯の収入合計額が一定以下の場合 ●災害（火災・風水害など）を受けた場合
④軽自動車税（種別割）	●障がい者（身体障がい者が18歳未満又は知的・精神障がい者の場合はその家族）が所有する車で、障がい者自身が使用する場合、またはその家族がその障がい者のために使用する場合など
⑤事業所税	●天災などの場合

※④の各税については市民税課へ、⑤の各税については資産税課へお問い合わせください。

■ 徴収の猶予

税金は、納期限までに納付しなければなりませんが、次のような事情により納付が困難な場合には、申請に基づいて、納める時期を遅らせたり、分割して納付したりすることができます。（これを徴収の猶予といいます。）

ただし、猶予期間は、原則として1年以内となります。

- 災害や盗難にあったとき
- 本人や家族が病気にかかったり、負傷したりしたとき
- 事業を廃止したときや失業したとき
- 事業について、著しい損失を受けたとき
- 以上の事実に関連する事情があるとき

※納期限前の場合は納税課、納期限を過ぎてしまった場合は滞納整理課へお問い合わせください。

⑥ 審査請求

市税の課税決定や滞納処分などについて不服のある場合、市長に対して文書により審査請求をすることができます。審査請求のできる期間は、次のとおりです。

区分	期間
市税の課税決定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内
督促	督促状を受け取った日の翌日から起算して3か月以内、または差押えにかかる決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3か月を経過した日のいずれか早い日まで
不動産などの差押え	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内、またはその公売の期日のいずれか早い日まで

※固定資産の価格に対する不服については、固定資産評価審査委員会に審査の申出ができます。（→P30）

納税管理人の申告

市民税・固定資産税などの納税義務者で、国外に転出される方や国外に居住している方は、納税管理人の申告をしてください。

納税管理人は、納税義務者に代わって納税に関する手続などを行います。

納税者が死亡した場合

納税者が死亡した場合は、その相続人が納税の義務を受け継ぐことになります。これを相続による納税義務の承継といいます。

相続人が2人以上いるときは、そのうちから納税に関する書類を受領する代表者を決めて、課税されている市役所の税の窓口へ届け出をしてください。

Q&A

口座振替の開始時期は……？

Q 先日、市民税・県民税・森林環境税の納税通知書が送られてきましたが、今日（6月20日）口座振替の手続をしたら、いつから振替になるのでしょうか。

A 口座振替手続をした月の翌月以降に納期限の到来するものから振替することになっておりますので、8月の第2期分から口座振替納税になります。

なお、第1期分の市民税・県民税・森林環境税については、お送りした納税通知書により、取扱金融機関、コンビニエンスストアまたは市役所等で納めてください。

納期を過ぎてから納める場合、延滞金の計算方法は・・・？

Q 私は、市民税・県民税・森林環境税の第1期分（納期限：令和6年7月1日）150,000円の納税を忘れていました。今日（令和6年9月2日）納めたいと思いますが、延滞金はいくらでしょうか。

A 延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて計算されます。したがって、あなたの場合は、次のとおり延滞金が1,400円かかります。

$$150,000\text{円}\text{①}\times \frac{(\text{31日}\times\text{0.024}\text{③})+(\text{32日}\times\text{0.087}\text{④})}{\text{365日}}=1,400\text{円}\text{②}$$

①1,000円未満端数切り捨て

②100円未満端数切り捨て

③年2.4%の割合の期間
(納期限の翌日から1か月を経過する日まで)

④年8.7%の割合の期間
(納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後)

納期限の翌日から1か月を経過する日まで

延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が7.3%を超える場合は7.3%）

納期限の翌日から1か月を経過する日の翌日以後

延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合

延滞金特例基準割合

各年の前々年の9月から前年8月までの各月における国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として財務大臣が告示する割合（令和6年は0.4%）+1%

＜参考＞延滞金の割合の推移

対象期間	納期限の翌日から 1か月を経過する日まで	納期限の翌日から 1か月を経過する日の翌日以後
平成20年1月1日から 平成20年12月31日まで	4.7%	14.6%
平成21年1月1日から 平成21年12月31日まで	4.5%	14.6%
平成22年1月1日から 平成25年12月31日まで	4.3%	14.6%
平成26年1月1日から 平成26年12月31日まで	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から 平成28年12月31日まで	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から 平成29年12月31日まで	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から 令和2年12月31日まで	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から 令和3年12月31日まで	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から	2.4%	8.7%

国税の種類とあらまし

国税

直接税	間接税		
所得税	消費税	自動車重量税	揮発油税
復興特別所得税	酒税	登録免許税	地方揮発油税
法人税	たばこ税	石油石炭税	電源開発促進税
相続税	たばこ特別税	石油ガス税	航空機燃料税
贈与税 等	印紙税		等

所得税

個人住民税と同じく所得に対してかかる税金ですが、納税者自身が所得金額や税額を正しく計算して納税しなければなりません。また、利子、配当、給与、退職金及び報酬等の支払いを受けるときには、所得税の前払いとして源泉徴収が行われます。

なお、給与所得のみの人は、原則として年末調整により所得税額の精算が行われます。

法人税

株式会社や協同組合などの法人の所得に対してかかる税金です。個人の所得税と同様、法人が自らその所得金額及び税額を計算して申告納税することになっています。公益法人等や人格のない社団等が行う収益事業も課税の対象になります。

相続税

相続や遺贈により財産を取得した人にかかる税金です。基礎控除額は、3,000万円と法定相続人1人につき600万円ずつを加えた金額ですので、たとえば相続人が配偶者と子ども2人の場合は、遺産額が4,800万円まではかかりません。

贈与税

個人から財産をもらった人にかかる税金です。

1年間に贈与を受けた財産の合計額が110万円（基礎控除額）以下の場合には原則としてかかりません。また、婚姻期間20年以上の配偶者からの居住用財産等の贈与には特例があります。なお、親から子や孫への贈与で一定の要件に当てはまる場合は相続時精算課税が選択できます。

消費税

消費税は、事業者が販売する商品やサービスなど消費一般に広く公平に課税されるもので最終的に消費者が負担する間接税です。

酒税

清酒、ビール、リキュールなどアルコール分1度以上の飲料に課税されます。

印紙税

領収書、契約書などの文書を作成するときにかかります。税率は文書の種類により異なります。

奈良県税の種類とあらまし

県税		
普通税		目的税
県民税 （個人・法人・利子割・配当割・株式等譲渡所得割）	軽油引取税	狩猟税 産業廃棄物税
事業税（個人・法人）	自動車税（種別割・環境性能割）	
不動産取得税	鉱区税	
県たばこ税	地方消費税	
ゴルフ場利用税	県が課す固定資産税 （大規模な償却資産に課税）	
森林環境税		

県民税

市民税と同様に、個人や法人の所得に対してかかる税金です。なお、平成18年度より森林環境税が導入され、県民税均等割の超過課税として個人には年額500円、法人等には均等割額の5%相当額が課税されています。

＜個人県民税＞

均等割（1,500円）と所得割（4%）があり、個人市民税とあわせて課税されます。

＜法人県民税＞

均等割と法人税割があります。均等割の税率は、資本金等の額に応じ2.1万円から84万円までの定額、法人税割の税率は、平成26年9月30日以前に開始する事業年度については法人税額の5.8%（資本金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の場合などでは5.0%）、平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度については法人税額の4%（資本金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の場合などでは3.2%）、令和元年10月1日以降に開始する事業年度については法人税額の1.8%（資本金の額が1億円以下で法人税額が年1,000万円以下の場合などでは1.0%）です。申告と納税は法人事業税・特別法人事業税（国税）とあわせて行うことになっています。

事業税

事業を行う個人や法人などの所得等に対してかかる税金です。

＜個人事業税＞税額は、所得から290万円の事業主控除等を引きいた残額に事業の種類に応じた税率をかけて算出します。前年分を3月15日までに申告し、8月、11月に納めます。

＜法人事業税＞会社などの法人のほか、収益事業を行っている人格のない社団等も対象になります。税率は事業の種類や所得金額によって異なります。申告納税は、法人県民税・特別法人事業税（国税）とあわせて行うことになっています。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場を利用する人にかかる税金です。なおゴルフ場利用税の70%が県からゴルフ場所在の市町村に交付されます。

県たばこ税

国産たばこの製造者、外国たばこの輸入業者および卸売販売業者で小売販売店にたばこを売り渡す人にかかる税金です。

地方消費税

消費者のみなさんが、買い物やサービスの提供を受けたときに支払っている消費税のなかには、地方消費税が含まれています（消費税率10%のうち2.2%）。この税は基本的に、消費されたところの都道府県の収入となり、さらにその2分の1は市町村へ交付されます。

県税のお問い合わせ先 **奈良県総務部税務課** 22-1101（代） **奈良県税事務所** 20-4531（代）

自動車税については**自動車税事務所** 0743-51-0081（自動車税第一課）

MEMO

令和 6 年度

私たちの市税

編集・発行

奈良市総務部

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

☎0742-34-1111（代）